(下線部分は改正部分)

改 正 後	改正前
別記(I)用地調査等業務共通仕様書	別記(I)用地調査等業務共通仕様書
第 1 条 (略)	第1条 (略)
(用語の定義) 第2条 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによるものとする。 (1)~(53) (略) (54) 「仮住居要領」とは、中央用対が定める仮住居等に要する費用に 関する調査算定要領(案)をいう。	(用語の定義) 第2条 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによるものとする。 (1)~(53) (略) (新設)
この場合において、仮住居要領第1条中「基準細則」とあるのは「運用方針」と読み替えるものとする。 (55) 「家賃減収要領」とは、中央用対が定める家賃減収補償調査算定要領(案)をいう。 この場合において、家賃減収要領第1条中「基準細則第17-2」とある。	(新設)
<u>るのは「運用方針第19」と読み替えるものとする。</u> (56) 「借家人要領」とは、中央用対が定める借家人補償調査算定要領	(新設)
(案)をいう。 この場合において、借家人要領第1条中「基準細則」とあるのは「運用方針」と読み替えるものとする。	
<u>(57)</u> 「移転雑費要領」とは、中央用対が定める移転雑費算定要領(案) をいう。	(新設)
この場合において、移転雑費要領第1条中「基準細則第 21」とあるのは「運用方針第 22」と読み替えるものとする。	
第3条~第10条 (略)	第 3 条~第 10 条 (略)
   (提出書類)	(提出書類)
第 11 条 (略)	第 11 条 (略)
2 (略)	2 (略)

3 受注者は、監督職員と受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。

また、情報を交換・共有するにあたっては、情報共有システムを活用することとし、工事及び業務における受発注者間の情報共有システムの活用について(令和3年9月7日付け3農振第1453号)の別紙(URL「<a href="https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/ASP/attach/pdf/index-7.pdf">https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/ASP/attach/pdf/index-7.pdf</a>」)に基づくものとする。

#### 第12条~第34条 (略)

(個人情報の取扱い)

第35条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

 $2 \sim 9$  (略)

10 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、第42条で示す作業計画書に記載するものとする。

11 (略)

(行政情報流出防止対策の強化)

- 第36条 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な 流出防止対策をとり、第42条で示す作業計画書に流出防止対策を記載す るものとする。
- 2 (略)

 $(1) \sim (4)$  (略)

改 正 前

3 受注者は、監督職員と受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。

また、情報を交換・共有するにあたっては、情報共有システムを活用することとし、工事及び業務における受発注者間の情報共有システムの活用について(令和3年9月7日付け3農振第1453号)の別紙(URL<a href="https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/ASP/attach/pdf/index-3.pdf">https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/ASP/attach/pdf/index-3.pdf</a>」)に基づくものとする。

第 12 条~第 34 条 (略)

(個人情報の取扱い)

第35条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

 $2 \sim 9$  (略)

10 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、第41条で示す作業計画書に記載するものとする。

11 (略)

(行政情報流出防止対策の強化)

第36条 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な 流出防止対策をとり、第41条で示す作業計画書に流出防止対策を記載する ものとする。

2 (略)

 $(1) \sim (4)$  (略)

改 正 後

(5) (略)

- ① 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者(以下「情報管理責任者」という。)を選任及び配置し、<u>第42条</u>で示す作業計画書に記載するものとする。
- ② (略)

(6) • (7) (略)

3 (略)

第 37 条~第 39 条 (略)

(打合せ等)

第40条 (略)

2·3 (略)

4 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。

※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限 までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつ までに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをい う。

第 41 条~第 47 条 (略)

(補償額算定調書に計上する数値)

- 第48条 補償額算定調書に計上する数値(価格に対応する数量)は、次の各号によるもののほか、第45条による計測値を基に算出した数値とするものとする。
  - (1)建物の延べ床面積は、第46条第3項で算出した数値とする。
  - (2) (略)

第49条~第52条 (略)

改正

(5) (略)

① 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者(以下「情報管理責任者」という。)を選任及び配置し、<u>第40条</u>で示す作業計画書に記載するものとする。

前

② (略)

(6) • (7) (略)

3 (略)

第 37 条~第 39 条 (略)

(打合せ等)

第 40 条 (略)

2 • 3 (略)

【新設】

第 41 条~第 47 条 (略)

(補償額算定調書に計上する数値)

- 第 48 条 補償額算定調書に計上する数値(価格に対応する数量)は、次の各号によるもののほか、第 44 条による計測値を基に算出した数値とするものとする。
  - (1)建物の延べ床面積は、第45条第3項で算出した数値とする。
  - (2) (略)

第 49 条~第 52 条 (略)

改 正 後

(建物の登記記録の調査)

第53条 建物の登記記録の調査は、第51条で作成した地図から調査区域内の建物に係わる次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。

 $(1) \sim (6)$  (略)

第54条~第56条 (略)

(転写連続地図の作成)

- 第57条 第51条第1項により転写した地図は、各葉を複写して連続させた 地図(以下「転写連続図」という。以下同じ。)を作成し、次の事項を記入 するものとする。
- (1) (略)
- (2) 第52条第3号で調査した登記名義人の氏名等
- (3) (略)

(調査書の作成)

- 第58条 第52条から第54条 までに調査した事項については、土地の登記 記録調査表(様式第7号の1、第7号の2)、建物の登記記録調査表(様式 第8号の1、第8号の2)及び権利者調査表(様式第9号の1、第9号の 2)に所定の事項を記載するものとする。
  - 2 (略)
  - 3 墓地管理者等の調査表は、<u>第55条</u>の調査結果を基に改葬等要領により作成するものとする。
  - 4 土地利用履歴等の調査表は、<u>第 56 条</u>の結果を基に土地利用履歴要領により作成するものとする。

第59条 (略)

(資料の作成及び立会い)

第60条 (略)

2 (略)

改 正 前

(建物の登記記録の調査)

第53条 建物の登記記録の調査は、第50条で作成した地図から調査区域内の建物に係わる次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。

 $(1) \sim (6)$  (略)

第54条~第56条 (略)

(転写連続地図の作成)

第57条 第50条第1項により転写した地図は、各葉を複写して連続させた 地図(以下「転写連続図」という。以下同じ。)を作成し、次の事項を記入 するものとする。

- (1) (略)
- (2) 第51条第3号で調査した登記名義人の氏名等
- (3) (略)

(調査書の作成)

第58条 第51条から第53条までに調査した事項については、土地の登記 記録調査表(様式第7号の1、第7号の2)、建物の登記記録調査表(様式 第8号の1、第8号の2)及び権利者調査表(様式第9号の1、第9号の 2)に所定の事項を記載するものとする。

- 2 (略)
- 3 墓地管理者等の調査表は、<u>第54条</u>の調査結果を基に改葬等要領により作成するものとする。
- 4 土地利用履歴等の調査表は、<u>第55条</u>の結果を基に土地利用履歴要領により作成するものとする。

第59条 (略)

(資料の作成及び立会い)

第60条 (略)

2 (略)

3 前条の打合せの結果、第 57 条により作成した転写連続図その他資料を 基に現況測量等を行うことによって、部局等の長又は公共物管理者等が公 共用地境界の確定とみなすとした場合には、これに必要な作業を行うもの とする。この場合に必要に応じて公共用地に隣接する土地の所有者から第 64 条第 2 項に準じた同意を得るものとする。

#### 第61条 (略)

(立会い準備)

第62条 調査区域内の民有地等で、所有権、借地権、地上権等で次条の画地の境界点の確認を行うために立会いが必要と認められる権利者一覧表を第52条から第55条までの調査結果を基に作成するものとする。

2 (略)

第 63 条~第 75 条 (略)

(協議)

第76条 受注者は、第74条で規定する資料等の収集整理に当たり、管轄登記所との折衝の結果、その処理に困難なものがある場合には、監督職員と協議し、指示を受けなければならない。

第77条~第80条 (略)

(木造建物)

第81条 木造建物 [I] の調査は、軸組工法により建築されている木造建物にあっては、建物要領別添一の一木造建物調査積算要領 [軸組工法] (以下「木造建物要領 [軸組工法]」という。)により行うものとし、ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により建築されている木造建物にあっては、建物要領別添一の二木造建物調査積算要領 [ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法] (以下「木造建物要領 [ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法] (以下「木造建物要領 [ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法]」という。)により行うものとする。

#### 改 正 前

3 前条の打合せの結果、第 56 条により作成した転写連続図その他資料を 基に現況測量等を行うことによって、部局等の長又は公共物管理者等が公 共用地境界の確定とみなすとした場合には、これに必要な作業を行うもの とする。この場合に必要に応じて公共用地に隣接する土地の所有者から第 63 条第 2 項に準じた同意を得るものとする。

第61条 (略)

(立会い準備)

第62条 調査区域内の民有地等で、所有権、借地権、地上権等で次条の画地の境界点の確認を行うために立会いが必要と認められる権利者一覧表を第51条から第54条までの調査結果を基に作成するものとする。

2 (略)

第 63 条~第 75 条 (略)

(協議)

第76条 受注者は、第72条で規定する資料等の収集整理に当たり、管轄登記所との折衝の結果、その処理に困難なものがある場合には、監督職員と協議し、指示を受けなければならない。

第77条~第80条 (略)

(木造建物)

第81条 木造建物 [I] の調査は、建物要領<u>別添一木造建物調査積算要領</u> (以下「木造建物要領」という。) により行うものとする。

- 2 木造建物 [Ⅱ] 及び木造建物 [Ⅲ] の調査は、<u>木造建物要領〔軸組工法〕</u> 又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいず <u>れか</u>を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。
- 3 (略)

(木造特殊建物)

- 第82条 木造特殊建物の調査は、<u>木造建物要領〔軸組工法〕を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行う</u>ものとする。
- 2 前項の実施に当たっては、取扱要領第7条の各項目別補正率表に掲げる 補正項目に係る建物の各部位の補修等の有無を調査するものとする。
- 第83条~第90条 (略)

(建物等の配置図の作成)

- 第91条 建物等の配置図は、前節の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。
  - $(1) \sim (6)$  (略)
  - (7) 図面中に次の事項を記入する。
    - $\bigcirc$  (略)
    - ⑥ 構造概要 建築工法
    - ⑦ 建築面積
    - ⑧ (略)

(法令に基づく施設改善)

- 第92条 法令に基づく施設改善の調査書は、<u>第80条</u>の調査結果を基に調査 書を作成するものとする。
- 2 (略)
  - (1) (2) (略)

#### 改正前

- 2 木造建物 [Ⅱ] 及び木造建物 [Ⅲ] の調査は、<mark>木造建物要領</mark>を準用して 行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとす る。
- 3 (略)

(木造特殊建物)

第82条 木造特殊建物の調査は、<u>前条第2項及び第3項を準用する</u>ものと する。

(新設)

第83条~第90条 (略)

(建物等の配置図の作成)

- 第91条 建物等の配置図は、前節の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。
  - $(1) \sim (6)$  (略)
  - (7) 図面中に次の事項を記入する。
    - ①~⑤ (略)
    - ⑥ 構造概要
    - ⑦ 建築面積(一階の床面積をいう。以下同じ。)
    - ⑧ (略)

(法令に基づく施設改善)

- 第92条 法令に基づく施設改善の調査書は、第78条の調査結果を基に調査 書を作成するものとする。
  - 2 (略)
    - (1) (2) (略)

(木造建物)

- 第93条 木造建物の図面及び調査書は、<u>第81条</u>の調査結果を基に作成する ものとする。
- 2 木造建物 [I] の図面及び調査書は、<u>木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれか</u>により作成するものとする。

 $(1) \sim (4)$  (略)

(木造特殊建物)

- 第94条 木造特殊建物の図面及び調査書は、<u>第82条</u>の調査結果を基に作成するものとする。
- 2 図面は、<u>木造建物要領〔軸組工法〕</u>を準用し作成するほか、次の各号の 図面を作成するものとする。

 $(1) \sim (6)$  (略)

3 調査書は、<u>木造建物要領〔軸組工法〕</u>に準じ、次の各号により作成する ものとする。

(1) • (2) (略)

(非木浩建物)

- 第95条 非木造建物 [I] の図面及び調査書は、<u>第83条第1項</u>の調査結果 を基に非木造建物要領により作成するものとする。
- 2 非木造建物 [Ⅱ] の図面及び調査書は、<u>第83条第2項</u>の調査結果を基に非木造建物要領を準用して作成するものとする。

(機械設備)

第96条 機械設備の図面及び調査書は、<u>第84条</u>の調査結果を基に機械設備 要領により作成するものとする。 改 正 前

(木造建物)

- 第93条 木造建物の図面及び調査書は、<u>第79条</u>の調査結果を基に作成する ものとする。
- 2 木造建物 [I] の図面及び調査書は、<u>木造建物要領</u>により作成するものとする。
- 3 木造建物 [Ⅱ] 及び木造建物 [Ⅲ] の図面及び調査書は、<u>木造建物要領</u>を準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。

 $(1) \sim (4)$  (略)

(木造特殊建物)

- 第94条 木造特殊建物の図面及び調査書は、<u>第80条</u>の調査結果を基に作成するものとする。
- 2 図面は、<u>木造建物要領</u>を準用し作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。

 $(1) \sim (6)$  (略)

3 調査書は、<u>木造建物要領</u>に準じ、次の各号により作成するものとする。(1)・(2) (略)

(非木造建物)

- 第95条 非木造建物 [I] の図面及び調査書は、<u>第81条第1項</u>の調査結果 を基に非木造建物要領により作成するものとする。
- 2 非木造建物 [Ⅱ] の図面及び調査書は、<u>第81条第2項</u>の調査結果を基 に非木造建物要領を準用して作成するものとする。

(機械設備)

第96条 機械設備の図面及び調査書は、<u>第82条</u>の調査結果を基に機械設備 要領により作成するものとする。

(生産設備)

第97条 生産設備の図面及び調査書は、<u>第85条</u>の調査結果を基に作成する ものとする。

2·3 (略)

(附带工作物)

第98条 附帯工作物の図面及び調査書は、第86条の調査結果を基に附帯工作物要領により作成するものとする。

(庭園)

第99条 庭園の調査書は、<u>第87条</u>の調査結果を基に庭園工作物は附帯工作物要領に定める調査表、庭園立竹木は立竹木要領に定める調査表を用いて、積算に必要と認める土量、コンクリート量、庭石の数量等を記載することにより作成するものとする。

(墳墓)

第 100 条 墳墓の図面及び調査書は、第 88 条の調査結果を基に改葬等要領により作成するものとする。

(立竹木等)

第101条 立竹木の図面及び調査書は、<u>第89条</u>の調査結果を基に立竹木要領により作成するものとする。

2 (略)

(石綿)

第 102 条 石綿の図面及び調査書は、<u>第 90 条</u>の調査結果を基に石綿要領により作成するものとする。(移転先の検討)

第103条 (略)

2·3 (略)

4 前3項の検討に当たり、移転を必要とする残地内の建物等については、 第91条で定める図面に対象となるものを明示するものとする。 改 正 前

(生産設備)

第97条 生産設備の図面及び調査書は、<u>第83条</u>の調査結果を基に作成する ものとする。

2 · 3 (略)

(附帯工作物)

第98条 附帯工作物の図面及び調査書は、<u>第84条</u>の調査結果を基に附帯工作物要領により作成するものとする。

(庭園)

第99条 庭園の調査書は、<u>第85条</u>の調査結果を基に庭園工作物は附帯工作物要領に定める調査表、庭園立竹木は立竹木要領に定める調査表を用いて、積算に必要と認める土量、コンクリート量、庭石の数量等を記載することにより作成するものとする。

(墳墓)

第 100 条 墳墓の図面及び調査書は、<u>第 86 条</u>の調査結果を基に改葬等要領により作成するものとする。

(立竹木等)

第 101 条 立竹木の図面及び調査書は、第 87 条の調査結果を基に立竹木要領により作成するものとする。

2 (略)

(石綿)

第 102 条 石綿の図面及び調査書は、<u>第 88 条</u>の調査結果を基に石綿要領により作成するものとする。(移転先の検討)

第 103 条 (略)

2 • 3 (略)

4 前3項の検討に当たり、移転を必要とする残地内の建物等については、 第89条で定める図面に対象となるものを明示するものとする。

(法令に基づく施設改善費用に係る運用益損失額の算定)

第 104 条 既設の施設を法令の規定に適合させるために必要となる最低限の改善費用に係る運用益損失額の算定は、<u>第 80 条</u>の調査結果から当該建物又は工作物が既存不適格物件であると認める場合に、運用方針<u>第 15 第</u>7項の定めるところにより行うものとする。

#### (木造建物)

第105条 木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに<u>第93条</u>で作成した図面及び調査書を基に、木造建物 [I]については<u>木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれか</u>により、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

なお、木造建物 [Ⅱ] 及び木造建物 [Ⅲ] の推定再建築費の積算に当たっては、木造建物要領 [軸組工法] 第2条第3項又は木造建物要領 [ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法] 第2条第3項のいずれかに定めるところによるものとする。

#### 2 (略)

#### (木造特殊建物)

第 106 条 木造特殊建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに<u>第 94 条</u>で作成した図面及び調査書を基に積算するものとする。

なお、その積算に当たっては、<u>木造建物要領〔軸組工法〕</u>第2条第3項 に定めるところによるものとする。

#### 2 (略)

#### (非木造建物)

第 107 条 非木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第95条で作成した図面及び調査書を基に、非木造建物[I]については非木造建物要領により、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

なお、非木造建物 [Ⅱ] の推定再建築費の積算に当たっては、非木造建

#### 改 正 前

(法令に基づく施設改善費用に係る運用益損失額の算定)

第 104 条 既設の施設を法令の規定に適合させるために必要となる最低限の改善費用に係る運用益損失額の算定は、第 90 条の調査結果から当該建物又は工作物が既存不適格物件であると認める場合に、運用方針<u>第 15 第</u>3項の定めるところにより行うものとする。

#### (木造建物)

第105条 木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、 建物ごとに<u>第91条</u>で作成した図面及び調査書を基に、木造建物[I]に ついては<u>木造建物要領</u>により、当該建物の推定再建築費を積算するものと する。

なお、木造建物 [Ⅲ] 及び木造建物 [Ⅲ] の推定再建築費の積算に当たっては、木造建物要領第2条第3項に定めるところによるものとする。

### 2 (略)

#### (木造特殊建物)

第 106 条 木造特殊建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出すると きは、建物ごとに<u>第 92 条</u>で作成した図面及び調査書を基に積算するもの とする。

なお、その積算に当たっては、<u>木造建物要領</u>第2条第3項に定めるところによるものとする。

#### 2 (略)

#### (非木造建物)

第 107 条 非木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第 93 条 で作成した図面及び調査書を基に、非木造建物 [I] については非木造建物要領により、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

なお、非木造建物 [Ⅱ] の推定再建築費の積算に当たっては、非木造建

#### 改 正 後

物要領第3条第3項に定めるところによるものとする。

2 (略)

(照応建物の詳細設計)

- 第108条 <u>第103条第2項</u>の照応建物の推定建築費の概算額により<u>第103条</u> 第1項の検討を行った場合は、監督職員と協議するものとする。
- 2 前項の協議により照応建物によることが妥当と判断された場合における照応建物の推定建築費の積算又は<u>第 103 条第 2 項</u>なお書きによる照応建物の推定建築費の積算に当たっては、次の各号に掲げるもののほか、積算に必要となる図面を作成するものとする。

(1) • (2) (略)

(機械設備)

第 109 条 機械設備の補償額の算定は、<u>第 96 条</u>で作成した資料を基に機械 設備要領により行うものとする。

(生産設備)

- 第110条 生産設備の補償額の算定は、<u>第97条</u>で作成した資料を基に当該 設備の移設の可否及び適否について検討した上で、行うものとする。
- 2 (略)

(附帯工作物)

第 111 条 附帯工作物の補償額の算定は、<u>第 98 条</u>で作成した資料を基に附 帯工作物要領により行うものとする。

(庭園)

第 112 条 庭園の補償額の算定は、<u>第 99 条</u>で作成した資料を基に当該庭園 の再現方法等を検討した上で、行うものとする。 改 正 前

物要領第3条第3項に定めるところによるものとする。

2 (略)

(照応建物の詳細設計)

- 第108条 第101条第2項の照応建物の推定建築費の概算額により<u>第101条</u> 第1項の検討を行った場合は、監督職員と協議するものとする。
- 2 前項の協議により照応建物によることが妥当と判断された場合における照応建物の推定建築費の積算又は第 101 条第 2 項 なお書きによる照応建物の推定建築費の積算に当たっては、次の各号に掲げるもののほか、積算に必要となる図面を作成するものとする。

 $(1) \cdot (2)$  (略)

(機械設備)

第 109 条 機械設備の補償額の算定は、第 94 条で作成した資料を基に機械 設備要領により行うものとする。

(生産設備)

- 第 110 条 生産設備の補償額の算定は、<u>第 95 条</u>で作成した資料を基に当該 設備の移設の可否及び適否について検討した上で、行うものとする。
- 2 (略)

(附帯工作物)

第 111 条 附帯工作物の補償額の算定は、<u>第 96 条</u>で作成した資料を基に附 帯工作物要領により行うものとする。

(庭園)

第 112 条 庭園の補償額の算定は、第 97 条 で作成した資料を基に当該庭園の再現方法等を検討した上で、行うものとする。

(墳墓)

第113条 墳墓の補償額の算定は、第100条で作成した資料を基に当該墳墓の移転先及び当該地方における改葬方法の慣行等を検討した上で、改葬等要領により行うものとする。

(立竹木等)

第114条 立竹木の補償額の算定は、第101条で作成した資料を基に当該立 竹木の移植の可否及び適否について検討した上で、各地区用地対策連絡協 議会等が定める算定要領等により行うものとする。

第115条・第116条 (略)

(居住者等に関する調査)

第117条 (略)

- 2 (略)
- 3 前2項の調査は、<u>住民票、賃貸借契約書等の確認のほか、仮住居要領、</u> 家賃減収要領又は借家人要領により行うものとする。

第118条 (略)

(調査書の作成)

- 第 119 条 営業に関する調査書は、<u>第 116 条</u>の調査結果を基に営業要領により作成するものとする。
- 2 居住者等に関する調査書は、<u>第 117 条</u>の調査結果を基に居住者調査表 (様式第 15 号の 1 及び第 15 号の 2) に<u>より作成することとし、建物を借</u> <u>家・借間している者がいる場合においては、家賃減収要領</u>により作成する ものとする。
- 3 (略)

(補償額の算定)

第120条 (略)

改 正 前

(墳墓)

第 113 条 墳墓の補償額の算定は、第 98 条 で作成した資料を基に当該墳墓 の移転先及び当該地方における改葬方法の慣行等を検討した上で、改葬等 要領により行うものとする。

(立竹木等)

第 114 条 立竹木の補償額の算定は、第 99 条 で作成した資料を基に当該立 竹木の移植の可否及び適否について検討した上で、各地区用地対策連絡協 議会等が定める算定要領等により行うものとする。

第115条・第116条 (略)

(居住者等に関する調査)

第117条 (略)

2 (略)

3 前2項の調査は、賃貸借契約書、住民票等により行うものとする。

第118条 (略)

(調査書の作成)

- 第 119 条 営業に関する調査書は、<u>第 114 条</u>の調査結果を基に営業要領により作成するものとする。
- 2 居住者等に関する調査書は、第 115 条の調査結果を基に居住者調査表 (様式第 15 号の 1 及び第 15 号の 2) に<u>所定の事項を記載すること</u>により 作成するものとする。

3 (略)

(補償額の算定)

第 120 条 (略)

- 2 仮住居等に要する費用、家賃減収補償及び借家人補償の算定は、前条第 2項で作成した資料等を基に仮住居要領、家賃減収要領及び借家人要領に より行うものとする。
- 3 (略)
- 4 移転雑費の算定は、移転雑費要領により行うものとする。

第 121 条~第 126 条 (略)

(建物調查)

第127条 予備調査に係る建物の調査は、前2条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する建物及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする建物について、第81条から第83条までに準ずる方法により行うものとする。この場合における建物調査は、間取平面、建築設備、構造概要、立面等、推定再建築費の概算額の積算並びに移転計画の作成に必要な概要調査及び概算補償額の算定を行うものとする。(保険加入の義務)

2 · 3 (略)

(機械設備等調査)

第 128 条 予備調査に係る機械設備等(生産設備及び附帯工作物を含む。) の調査は、第 125 条及び第 126 条 の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する機械設備等及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする機械設備等について、第 84 条から第 86 条 までに準ずる方法により行うものとする。この場合における機械設備等調査は、配置、機械名(種類)、規格等、概算額の積算並びに移転計画の作成に必要な概要調査及び概算補償額の算定を行うものとする。

2 · 3 (略)

(企業概要書)

第 129 条 企業内容等の調査書は、第 125 条の調査結果を基に企業概要書 (様式第 17 号の 1) を用いて、作成するものとする。 改正前

(新設)

2 (略)

(新設)

第 121 条~第 126 条 (略)

(建物調査)

第127条 予備調査に係る建物の調査は、前2条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する建物及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする建物について、第79条から第81条までに準ずる方法により行うものとする。この場合における建物調査は、間取平面、建築設備、構造概要、立面等、推定再建築費の概算額の積算並びに移転計画の作成に必要な概要調査及び概算補償額の算定を行うものとする。(保険加入の義務)

2·3 (略)

(機械設備等調査)

第 128 条 予備調査に係る機械設備等(生産設備及び附帯工作物を含む。) の調査は、第 123 条及び第 124 条 の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する機械設備等及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする機械設備等について、第 82 条から第 84 条 までに準ずる方法により行うものとする。この場合における機械設備等調査は、配置、機械名(種類)、規格等、概算額の積算並びに移転計画の作成に必要な概要調査及び概算補償額の算定を行うものとする。

2 • 3 (略)

(企業概要書)

第 129 条 企業内容等の調査書は、第 123 条の調査結果を基に企業概要書 (様式第 17 号の 1) を用いて、作成するものとする。

改正前

(配置図)

第130条 予備調査に係る大規模工場等の配置図は、当該大規模工場等の敷地のうち予備調査の対象とした範囲について、第126条の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該大規模工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。

 $(1) \sim (3)$  (略)

第 131 条 (略)

(移転計画案の作成)

第 132 条 予備調査に係る工場等の移転計画案は、 $\frac{\$}{125}$  条から第 128 条 での調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で 2 又は 3 案を作成するもの とする。この場合において、残地が建物等の移転先地として運用方針第 15第 1 (4) アからウまでの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。 (1)  $\sim$  (7) (略)

2 (略)

(補償概算額の算定)

第133条 前条で作成する移転計画案(2又は3案)の補償概算額の算定は、 第129条から前条まで作成した調査書及び図面を基に行うものとする。

第 134 条 (略)

(企業内容等の調査)

第135条 大規模工場等の企業内容等の調査は、移転工法案の検討に当たって重要な要素となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第129条の調査書の貸与を受けた場合には、その調査書を基に調査を行うものとする。

 $(1) \sim (8)$  (略)

(配置図)

第130条 予備調査に係る大規模工場等の配置図は、当該大規模工場等の敷地のうち予備調査の対象とした範囲について、第124条の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該大規模工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。

 $(1) \sim (3)$  (略)

第 131 条 (略)

(移転計画案の作成)

第 132 条 予備調査に係る工場等の移転計画案は、第 123 条から第 126 条 までの調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で 2 又は 3 案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として運用方針第 15 第 1 (4) アからウまでの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。 (1)  $\sim$  (7) (略)

2 (略)

(補償概算額の算定)

第133条 前条で作成する移転計画案(2又は3案)の補償概算額の算定は、 第127条から第130条で作成した調査書及び図面を基に行うものとする。

第134条 (略)

(企業内容等の調査)

第 135 条 大規模工場等の企業内容等の調査は、移転工法案の検討に当たって重要な要素となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第 127 条 の調査書の貸与を受けた場合には、その調査書を基に調査を行うものとする。

 $(1) \sim (8)$  (略)

(敷地使用実態の調査)

第136条 大規模工場等の敷地の使用実態の調査は、移転工法の検討に当たって重要となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第126条の調査結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。

 $(1) \sim (4)$  (略)

(5) (略)

① (略)

② 第125条第6号の製品等の製造(加工)工程又は商品等の流れ (図式化したもの)

③ (略)

(6) • (7) (略)

(企業概要書)

第 137 条 企業内容等の調査書は、第 135 条の調査結果を基に企業概要書 (様式第 17 号の 1) を用いて、作成するものとする。

(配置図)

第137条の2 移転工法案の検討に係る大規模工場等の配置図は、当該大規模工場等の敷地の移転工法案の検討の対象とした範囲について、第136条の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該大規模工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。

 $(1) \sim (3)$  (略)

(移転工法案の作成)

第 138 条 大規模工場等の移転工法案は、第 79 条から第 87 条まで、第 89 条、第 135 条及び第 136 条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で 2 又は 3 案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として運用方針第 15 第1 (4) アからウまでの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

 $(1) \sim (7)$  (略)

改 正 前

(敷地使用実態の調査)

第136条 大規模工場等の敷地の使用実態の調査は、移転工法の検討に当たって重要となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第124条の調査結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。

 $(1) \sim (4)$  (略)

(5) (略)

① (略)

② 第123条第6号の製品等の製造(加工)工程又は商品等の流れ (図式化したもの)

③ (略)

(6) · (7) (略)

(企業概要書)

第 137 条 企業内容等の調査書は、第 133 条の調査結果を基に企業概要書 (様式第 17 号の 1) を用いて、作成するものとする。

(配置図)

第137条の2 移転工法案の検討に係る大規模工場等の配置図は、当該大規模工場等の敷地の移転工法案の検討の対象とした範囲について、第134条の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該大規模工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。

 $(1) \sim (3)$  (略)

(移転工法案の作成)

第 138 条 大規模工場等の移転工法案は、第 77 条から第 85 条まで、第 87 条、第 133 条及び第 134 条 の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で 2 又は 3 案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として運用方針第 15 第 1 (4) アからウまでの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

 $(1) \sim (7)$  (略)

2 (略)

第 139 条~第 145 条 (略)

(標準地の評価調査書及び取得等の土地の評価調査書等の作成)

- 第146条 標準地の評価は、前2条で作成した資料を基に<u>第143条</u>に定める 土地評価の基準を適用して行い、価格決定の経緯と理由を明記した評価調 査書を作成するものとする。
- 2 · 3 (略)

第 147 条~第 173 条 (略)

(相談用資料の添付図面の作成方法)

第 174 条 起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書(案)の添付図面の作成は、第 172 条の定めるところにより、法第 20 条の事業の認定の要件全てに該当するように記載するものとし、次に掲げるものから必要と認められる図面を作成するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料の添付図面を併せて作成するものとする。

 $(1) \sim (9)$  (略)

第 175 条~第 192 条 (略)

(登記及び権利に関する調査)

- 第 193 条 登記所備付け地図の転写は<u>第 51 条</u>を、土地の登記記録の調査は <u>第 52 条</u>を、権利者の確認調査は、<u>第 54 条</u>をそれぞれ準用するものとし、 当該地周辺の登記及び権利関係の阻害要因を調査するものとする。
- 第194条・第195条 (略)

改 正 前

2 (略)

第 139 条~第 145 条 (略)

(標準地の評価調査書及び取得等の土地の評価調査書等の作成)

第146条 標準地の評価は、前2条で作成した資料を基に<u>第141条</u>に定める 土地評価の基準を適用して行い、価格決定の経緯と理由を明記した評価調 査書を作成するものとする。

2 · 3 (略)

第 147 条~第 173 条 (略)

(相談用資料の添付図面の作成方法)

第 174 条 起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書(案)の添付図面の作成は、第 169 条の定めるところにより、法第 20 条の事業の認定の要件全てに該当するように記載するものとし、次に掲げるものから必要と認められる図面を作成するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料の添付図面を併せて作成するものとする。

 $(1) \sim (9)$  (略)

第 175 条~第 192 条 (略)

(登記及び権利に関する調査)

第 193 条 登記所備付け地図の転写は<u>第 50条</u>を、土地の登記記録の調査は <u>第 51条</u>を、権利者の確認調査は、<u>第 53条</u>をそれぞれ準用するものとし、 当該地周辺の登記及び権利関係の阻害要因を調査するものとする。

第 194 条・第 195 条 (略)

改 正 後	改 正 前
(阻害要因の調査分析及び取りまとめ)	(阻害要因の調査分析及び取りまとめ)
第196条 <u>第191条から前条まで</u> の調査における阻害要因を分析の上、阻害	第 196 条 <u>第 188 条から第 192 条まで</u> の調査における阻害要因を分析の上、
要因等特定調査票(様式第23号の1、第23号の2)に取りまとめ、施設	阻害要因等特定調査票(様式第23号の1、第23号の2)に取りまとめ、
別及び次に掲げる類型別に整理するものとする。	施設別及び次に掲げる類型別に整理するものとする。
$(1) \sim (8)$ (略)	(1)~(8) (略)
2 (略)	2 (略)
第 197 条~第 199 条 (略)	第 197 条~第 199 条 (略)

			Š	<u></u>	正										現		——— 行				
別記(	I)用地	也調査等業績	務共通	通仕様 <sup>:</sup>	書「様	式」関係				月	別記(Ⅰ)	用地	調査等業	務共	通仕様	書「様	式」関係	系			
様式第 15	号の2									枝	様式第 15号の	2									
			居	・住す	者 等 詞	調 査 表	ξ							J	居住:	者 等 i	調査	₹			
(借家・	借間)	調査者			調査年月	日		整理番号		] _	(借家・借間	<b>]</b> )	調査者			調査年月	日		整理	<b>里番号</b>	
住所											住所								•		
氏名又は	は名称						電話番号				氏名又は名称	Γ.						電話番号	를		
紛	柄	氏名		生年月	目目	職業		勤務先所在地	也		続柄		氏名		生年月	月日	職業		勤務	先所在地	ļ
世帯主	又は法人			左	月日						世帯主又は	法人			<b>4</b>	月日					
を代表す	よる者 しょうしょ しょうしょう しょう			#	л п						を代表する者	ř			#	Д П					
				年	月日										年	月日					
				年	月日										年	月日					
家主氏名	3			家賃	月	F.	権利金募	) 金	円		家主氏名	•			家賃	月	F	円 権利	金敷金		円
借家面積	ŧ	<u>m²</u>	借間面	積			住居面積		m²		借家面積			借間	面積	•		住居面和	責		m²
借家・借	昔間	<del>-</del> -		契約			住民基本	<u> </u>			借家·借間		<i>-</i> -		契約			<u>賃</u> 賃	貸借契約	<u></u>	
契約年月	日	年 月	日	期間			住民票、	賃貸借			契約年月日		年 月	日	期間			<u>住</u> 臣	景等の		
# <b>=</b> 11	入	居日	,	入居			契約書	等の有				入居	計日		入居			<u>有無</u>	<u>ŧ</u>		
使用状	沈	年 月	日	期間			<u>無</u>				使用状況		年 月	日	期間						
備	考 家賃	<b>賃差について、</b>	特記す	すべき事	情がある	場合は、記	亥当欄に記載	する。			備考	家賃	差について	、特記	記すべき事	事情がある	る場合は、	該当欄に	記載する。	l .	
注用組	氏の大きさ	は、日本工業	規格Aタ	列 4 番絲	従とする。					]   _	注 用紙の大	きさに	は、日本工業	<b>規格</b>	A 列 4 番	縦とする。					

	改 正 後		改 正 前
別記(I)用地調査	查等業務共通仕様書	別記(I)用地調査	等業務共通仕様書
「別記1」建物等D 表1 建物区分	区分表(第4条)	「別記1」建物等区表1 建物区分	五分表(第4条)
区分	判 断 基 準	区分	判 斯 基 準
木造建物〔I〕	以下のいずれかに該当する建物 ・土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は2階建の建物 ・主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により建築されている専用住宅で平屋建又は2階建の建物	木造建物〔I〕	(新設) 土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組(在来)工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は2階建の建物(新設)
木造建物〔Ⅱ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組工法により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物 [I] に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物	木造建物〔Ⅱ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組(在来)工法により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物 [I] に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物
木造建物〔Ⅲ〕	木造建物〔Ⅰ〕及び木造建物〔Ⅱ〕以外の建物	木造建物〔Ⅲ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又はプレハブ工法等軸組 (在来)工法以外の工法により建築された建物
木造特殊建物	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、 <u>軸組工法</u> により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物	木造特殊建物	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、 <u>軸組(在来)工法</u> により建築されている神社、 仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な 技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物

改正後	改正前
非木造建物 [I] 柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造者しくはコンクリートブロック造の建物又は鉄鋼系プレハブ工法(軽量鉄骨造)により建築されている専用住宅若しくは共同住宅の建物	非木造建物 [I] 柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、・サートでロック造等の建物
非木造建物 [Ⅱ] 非木造建物 [Ⅰ] 以外の建物 (石造、レンガ造等の 建物又は鉄鋼系プレハブ工法 (重量鉄骨造)、コンクリ ート系プレハブ工法等により建築されている建物)	非木造建物 [Ⅱ] 石造、レンガ造 <u>及びプレハブ工法により建築されている鉄骨系又はコンクリート系</u> の建物
(注) (略)     表2・表3 (略)	(注)   (略)     表 2 ・表 3   (略)
「別記2」(略)	「別記2」 (略)
「別記3」 境界標識の様式及び設置要領( <u>第73条</u> ) 1・2 (略) 別紙 (略)	「別記3」 境界標識の様式及び設置要領( <u>第 71 条</u> ) 1・2 (略) 別紙 (略)
「別記4」 騒音等調査要領 ( <u>第 165 条</u> ) 1~3 (略)	「別記4」 騒音等調査要領( $\frac{第 163  \$}{1 \sim 3}$ ) 1 $\sim 3$ (略)
「別記5」 事業認定申請書等作成要領( <u>第172条・第177条・第179条</u> ) 第1条~第34条 (略) 別添記載例1~別添記載例6 (略)	「別記5」 事業認定申請書等作成要領( <u>第 169 条・第 174 条・第 176 条</u> ) 第 1 条~第 34 条 (略) 別添記載例 1 ~別添記載例 6 (略)
「別記6」 保安林解除等申請図書作成要領( <u>第 184 条</u> ) 第 1 ~第 2 (略)	「別記6」 保安林解除等申請図書作成要領( <u>第 181 条</u> ) 第 1 ~第 2 (略)

改 正 後	改 正 前
「別記7」 内水面漁業等調査検討要領(第189条)	「別記7」 内水面漁業等調査検討要領(第186条)
第1条~第9条 (略)	第1条~第9条 (略)
別紙(略)	別紙 (略)
別紙様式第1号~別紙様式第22号 (略)	別紙様式第1号~別紙様式第22号 (略)

	改	正後				改	正前		
別記(Ⅱ)価格和	責算基準				別記(Ⅱ)価格和	責算基準			
Ι・Π (略)	用地調查	等業務の価格積	算基準		I · II (略)	用地調查	等業務の価格積	算基準	
別表-1 (略)					別表-1 (略)				
別表-2 (略)		量業務 諸経費	李表		別表一2 (略)	用地測	量業務 諸経費	李表	
(1) 諸経費	率標準値				(1)諸経費率				
直接測量費 (成果検定日 を除く)	50 万円以下	50 万円を超;	え1億円以下	1億円を超 えるもの	直接測量費 (成果検定日を 除く)	50 万円以下	50 万円を超	え1億円以下	1億円を超 えるもの
適用区分等	下記の率とする		により求めら 。ただし、変 よる。	下記の率とする	適用区分等	下記の率とする		により求めら 。ただし、変 よる。	下記の率と
		A	В				A	В	·
率又は変数値	<u>95.8%</u>	<u>288. 50</u>	<u>-0.084</u>	61.4%	率又は変数値	91.2%	<u>371. 23</u>	<u>-0.107</u>	<u>51. 7%</u>
(2) (略) (注) (略)					(2) (略) (注) (略)				

## 作 業 別 目 次

## (1)用地測量業務

					作 業 の 種 類	頁
作	業	#∔	画	等	作業計画	
_	*	п		77	現地踏査	
					地図の転写	
					転写連続図の作成	
					地積測量図等の転写	
権	利	i	調	査	土地の登記記録の調査	
					建物の登記記録の調査	
					権利者の確認調査(当初)	
					権利者の確認調査(追跡)	
					公共用地管理者との打合せ	
					現況実測平面図の作成	
					横断面図の作成	
					依頼書の作成	
					協議書の作成	
					境界の確認	
					土地境界確認書の作成	
					復元測量	
					補助基準点の設置	
用	地	;	測	量	境界測量	
					用地現況測量(建物等)	
					用地境界仮杭の設置	
					用地境界杭の設置	
					境界点間測量	
					面積計算	
					用地実測図の作成	
					用地平面図等の作成	
					区分地上権設定範囲図の作成	
					土地調書の作成	
					所有権移転登記資料収集整理	
					地上権設定登記資料収集整理	
					分筆登記資料収集整理	
					相続登記資料収集整理	
					土地表示登記資料収集整理	
20	=1 2/x 4/4	il <del>es</del> 40	= 154-TII	Arte:	代位保存登記資料収集整理(保存登記にも適用)	
笠	記資料	拟集	€ 登埋	寺	登記名義人表示変更更正登記資料収集整理	
					地積変更·更正登記、地図訂正申出書資料収集整理	
					登記承諾書の作成	
					合筆登記資料収集整理	
					地積測量図等の作成	
					不動産調査報告書の作成	

# 改 正 前 作 業 別 目 次

#### (1)用地測量業務

				作業の種類	頁																				
<i>U</i> ⊏	*	計画	等	作業計画																					
IF	*		₹	現地踏査																					
				地図の転写																					
				転写連続図の作成																					
				地積測量図等の転写																					
権利調	調	査	土地の登記記録の調査																						
			建物の登記記録の調査																						
								権利者の確認調査(当初)																	
				権利者の確認調査(追跡)																					
		公共用地管理者との打合せ																							
			現況実測平面図の作成																						
				横断面図の作成																					
				依頼書の作成																					
				協議書の作成																					
				境界の確認																					
				土地境界確認書の作成																					
				復元測量																					
				補助基準点の設置																					
Ħ	地	測	量	境界測量																					
				用地現況測量(建物等)																					
		-	<u>-</u>													-							-		
								F				-													
										ļ								境界点間測量							
						面積計算																			
				用地実測図の作成																					
				用地平面図等の作成																					
				区分地上権設定範囲図の作成																					
				土地調書の作成																					
				所有権移転登記資料収集整理																					
				地上権設定登記資料収集整理																					
				分筆登記資料収集整理																					
				相続登記資料収集整理																					
登記資料収集素			土地表示登記資料収集整理																						
			代位保存登記資料収集整理(保存登記にも適用)																						
	収集整理	里等	登記名義人表示変更更正登記資料収集整理																						
			地積変更・更正登記、地図訂正申出書資料収集整理																						
				登記承諾書の作成																					
				合筆登記資料収集整理																					
				地積測量図等の作成																					
				不動産調査報告書の作成																					

#### (2)用地調查業務

						作 業 の 種 類	頁
作	業	計	匪	<u> </u>	等	作業計画の策定	
霍	利		調		_	墓地管理者等の調査	
ш.	- 13		(III-)		_	法令関係資料の調査	
						現況利用調査	
						聞き取り等調査(自治体)	
+ t+	カ利 耳	履	胚筆	: 調:	杏	登記履歴調査・住宅地図等調査	
_ ~	24371	J //&	ле ¬,	r mej.		地形図等調査	
						聞き取り等調査(地元精通者等)	
						報告書作成	
						現地踏杳	
						- 50.00日日 法令適合性の調査(1)木造建物	
						法中適合性の調査(1)不過建物 法令適合性の調査(2)木造建物	
						法中國日 Eの副直(2)不過延初 法令適合性の調査(3)木造建物・非木造建物	
						本造建物の調査・算定(A)	+
						不追達物の調査・算定(B) 木造建物の調査・算定(B)	
						木造建物の調査・算定(C)	
						木造特殊建物の調査・算定	
						非木造建物の調査・算定(Aーイ)(構造計算を行わない場合)	
						非木造建物の調査・算定(Aーイ)(構造計算を行う場合)	
						非木造建物の調査・算定(B-イ)(構造計算を行わない場合)	
						非木造建物の調査・算定(Bーイ)(構造計算を行う場合)	
						非木造建物の調査・算定(C-イ)(構造計算を行わない場合)	
						非木造建物の調査・算定(C-イ)(構造計算を行う場合)	
						非木造建物の調査・算定(D-イ)(構造計算を行わない場合)	
						非木造建物の調査・算定(D-イ)(構造計算を行う場合)	
						建物の見積	
						機械設備の調査・算定(A)	
						機械設備の調査・算定(B)	
						機械設備の調査・算定(C)	
						機械設備の調査・算定(D)	
建	物等	等 (	カー	調	査	機械設備の見積	
						生産設備の調査・算定(A)	
						生産設備の調査・算定(B)	
						生産設備の調査・算定(C)	
						生産設備の調査・算定(D)	
						生産設備の見積	
						附帯工作物の調査・算定(住宅敷地A)	
						附帯工作物の調査・算定(住宅敷地B)	
						附帯工作物の調査・算定(住宅敷地C)	
						附帯工作物の調査・算定(農家敷地A)	
						附帯工作物の調査・算定(農家敷地B)	
						附帯工作物の調査・算定(工場等の敷地)	
						附帯工作物の調査・算定(独立工作物)	
						附帯工作物の見積(独立工作物)	
						庭園の調査・算定(A)	
						庭園の調査・算定(B)	
						庭園の調査・算定(C)	
						墳墓Aの調査・算定	
						墳墓Bの調査・算定	
						墳墓Cの調査・算定	
						墳墓Dの調査・算定	
						墳墓Eの調査・算定	

#### (2)用地調査業務

						作 業 の 種 類	頁
作	業	į.	†	画	等	作業計画の策定	
権	Ŧ	ij	調		査	墓地管理者等の調査	
						法令関係資料の調査	
						現況利用調査	
						聞き取り等調査(自治体)	
土均	也利.	用履	履歴:	等調	査	登記履歴調査·住宅地図等調査	
						地形図等調査	
						聞き取り等調査(地元精通者等)	
						報告書作成	
						現地踏査	
						法令適合性の調査(1)木造建物	
						法令適合性の調査(2)木造建物	
						法令適合性の調査(3)木造建物・非木造建物	
						木造建物の調査・算定(A)	
						木造建物の調査・算定(B)	
						木造建物の調査・算定(C)	
						木造特殊建物の調査・算定	
						非木造建物の調査・算定(A-イ)(構造計算を行わない場合)	
						非木造建物の調査・算定(A-イ)(構造計算を行う場合)	
						非木造建物の調査・算定(B-イ)(構造計算を行わない場合)	
						非木造建物の調査・算定(Bーイ)(構造計算を行う場合)	
						非木造建物の調査・算定(C-イ)(構造計算を行わない場合)	
						非木造建物の調査・算定(C-イ)(構造計算を行う場合)	
						非木造建物の調査・算定(D-イ)(構造計算を行わない場合)	
						非木造建物の調査・算定(D-イ)(構造計算を行う場合)	
						建物の見積	
						機械設備の調査・算定(A)	
						機械設備の調査・算定(B)	
						機械設備の調査・算定(C)	
Z-ID-	4/m	*	Φ	<b>=</b> ⊞	本	機械設備の調査・算定(D) 機械設備の見積	
建	193	₹	0)	可	H	(依依政順の兄債   生産設備の調査・算定(A)	
						生産設備の調査・算定(A) 生産設備の調査・算定(B)	
						生産設備の調査・算定(C)	
						生産設備の調査・算定(ロ)	
						生産設備の見積	
						工産 改	
						附帯工作物の調査・算定(住宅敷地B)	
						附帯工作物の調査・算定(住宅敷地C)	
						附帯工作物の調査・算定(農家敷地A)	
						附帯工作物の調査・算定(農家敷地B)	
						附帯工作物の調査・算定(工場等の敷地)	
						附帯工作物の調査・算定(独立工作物)	
						附帯工作物の見積(独立工作物)	
						庭園の調査・算定(A)	
						庭園の調査・算定(B)	
						庭園の調査・算定(C)	
						墳墓Aの調査・算定	
						墳墓Bの調査・算定	
						墳墓Cの調査・算定	
						墳墓Dの調査・算定	
						墳墓Eの調査・算定	

	作 業 の 種 類	頁
	立竹木の調査・算定(用材林)	
	立竹木の調査・算定(薪炭林)	
	立竹木の調査・算定(収穫樹)	
	立竹木の調査・算定(竹林)	
建物等の調剤	至 立竹木の調査・算定(苗木(植木畑))	
X_	立毛の調査	
	建物等の残地移転要件の該当性の検討	
	建物計画案の策定	
	照応建物の設計案の作成	
	現地踏査	
	営業の調査・算定	
	西来の制宜・昇足 仮営業所設置工事費用の調査・算定(プレハブリース)	
	仮営業所設置工事費用の調査・算定(プレバンリー人) 仮営業所設置工事費用の調査・算定(賃貸物件)	
	居住者等の調査	
	動産の調査・算定(一般住家)	
	動産の調査・算定(農家住家)	
********	動産の調査・算定(店舗)	
宮兼その他の調1	動産の調査・算定(事務所)	
	動産の調査・算定(工場)	
	動産の調査・算定(倉庫)	
	その他通損の補償額算定(仮住居、借家人又は家賃減収補償(標準家賃調査あり))	
	その他通損の補償額算定(仮住居、借家人又は家賃減収補償(標準家賃調査なし))	
	その他通損の補償額算定(移転雑費)	
	その他(1)(仮住居あり・標準家賃調査あり)	
	その他(1)(仮住居あり・標準家賃調査なし)	
	その他(2)	
消費税等調金	消費税等の取扱いに関する調査(営業調査を伴わないもの)	
A 吴 7% 守 109 1	消費税等の取扱いに関する調査(営業調査を伴うもの)	
	現地踏査	
	関係資料収集	
	企業内容等の調査(予備)	
予 備 調 1	動地使用実態の調査・算定(予備)	
	建物の調査・算定(予備)	
	機械設備等の調査・算定(予備)	
	移転計画案の作成(予備)	
	現地踏査	
	1.5 - 1.11	
	関係資料収集	
	企業内容等の調査	
	敷地使用実態の調査	
	移転工法案の作成	
	照応建物の詳細設計等	
移転工法案の検言	村駐車場等の使用実態追加調査	
	機械設備設計(機械設備A)	
	機械設備設計(機械設備B)	
	機械設備設計(機械設備C)	
	機械設備設計(機械設備D)	
	機械設備の見積	
	生産設備の見積	
	現地踏査	
	営業(再調査・再算定)	
再算定業務		
再算定業務	仮営業所設置プレハブリース(再調査・再算定) 仮営業所設置賃貸物件(再調査・再算定)	

	作 業 の 種 類	頁
	立竹木の調査・算定(用材林)	
	立竹木の調査・算定(薪炭林)	
	立竹木の調査・算定(収穫樹)	
	立竹木の調査・算定(竹林)	
建物等の調査	立竹木の調査・算定(苗木(植木畑))	
	立毛の調査	
	建物等の残地移転要件の該当性の検討	
	建物計画案の策定	
	照応建物の設計案の作成	
	現地踏査	
	営業の調査・算定	
	仮営業所設置工事費用の調査・算定(プレハブリース)	
	仮営業所設置工事費用の調査・算定(賃貸物件)	
	居住者等の調査	
	動産の調査・算定(一般住家)	
	動産の調査・算定(農家住家)	
	動産の調査・算定(店舗)	
営業その他の調査	動産の調査・算定(事務所)	
	動産の調査・算定(工場)	
	動産の調査・算定(倉庫)	
	(新設)	
	その他通損の補償額算定(仮住居又は借家人)	
	その他通損の補償額算定(移転雑費)	
	(新設)	
	その他(1)	
	その他(2)	
消費税等調査	消費税等の取扱いに関する調査(営業調査を伴わないもの)	
	消費税等の取扱いに関する調査(営業調査を伴うもの)	
	現地踏査	
	関係資料収集	
	企業内容等の調査(予備)	
	敷地使用実態の調査・算定(予備)	
	建物の調査・算定(予備)	
	機械設備等の調査・算定(予備)	
	移転計画案の作成(予備)	1
	現地踏査	-
	関係資料収集	
	企業内容等の調査	
	敷地使用実態の調査	
	移転工法案の作成	
	照応建物の詳細設計等	
移転工法案の検討	駐車場等の使用実態追加調査	
	機械設備設計(機械設備A)	
	機械設備設計(機械設備B)	
	機械設備設計(機械設備C)	
	機械設備設計(機械設備D)	
	機械設備の見積	
	生産設備の見積	
	現地踏査	
再算定業務	営業(再調査·再算定)	
□ <del>□ → </del> ← <del>↑</del> / ↑	仮営業所設置プレハブリース(再調査・再算定)	
	仮営業所設置賃貸物件(再調査・再算定)	

改 **正** 後 改 **正** 前

				作 業 の 種 類	頁
				現地踏査	
				地域区分及び標準地の選定等業務	
±	地	評	価	標準地価格の算定業務	
_	20	п	ІШ	各画地の評価格算定業務	
				残地補償算定業務	
				評価格の調整業務	
				現地踏査	
補	償	説	明	概況ヒアリング等	
11円	頂	귮	맹	説明資料の作成等	
				補償説明	
				現地踏査	
				事前調査(木造建物A)	
				事前調査(木造建物B)	
				事前調査(木造建物C)	
				事前調査(木造特殊建物)	
				事前調査(非木造建物イ)	
				事前調査(非木造建物口)	
				事前調査(非木造建物ハ)	
				事前調査(区分所有建物等)	
				事前調査(工作物)	
				事後調査(木造建物A)	
地盤	逐動影	響調査	<b>奎等</b>	事後調查(木造建物B)	
				事後調査(木造建物C)	
				事後調査(木造特殊建物)	
				事後調査(非木造建物イ)	
				事後調査(非木造建物口)	
				事後調査(非木造建物ハ)	
				事後調査(区分所有建物等)	
				事後調査(工作物)	
				算定(木造建物)	
				算定(非木造建物)	
				算定(区分所有建物等)	
				算定(工作物)	
				現地踏査	
				概況ヒアリング等	
費用	負 担	しの意	兑明	説明資料の作成等	
				費用負担の説明	
				現地踏査	
				既 市の調査 (国際) (国際) (国際) (国際) (国際) (国際) (国際) (国際)	
				振動の調査	
肝不	音 等	調	査	振動騒音の同時調査	
判虫				NV SALAW PL AS LID OF THE TOTAL	
<b>月</b> 里				井戸の調査	

					作 業 の 種 類	$\neg$
					現地踏査	乛
					地域区分及び標準地の選定等業務	┪
١.					標準地価格の質定業務	7
±	地	ì	評	価	各画地の評価格算定業務	_
					残地補償算定業務	$\dashv$
					評価格の調整業務	$\dashv$
					現地踏査	$\dashv$
l					# 没 トアリング 等	_
補	償	ì	説	明	説明資料の作成等	
					補償説明	
					現地踏査	
					事前調査(木造建物A)	
					事前調査(木造建物B)	
					事前調査(木造建物C)	ヿ
					事前調査(木造特殊建物)	ヿ
					事前調査(非木造建物イ)	
					事前調査(非木造建物口)	$\neg$
					事前調査(非木造建物ハ)	
					事前調査(区分所有建物等)	
					事前調査(工作物)	
					事後調査(木造建物A)	
地盤	変動	影響	評調査	等	事後調査(木造建物B)	
					事後調査(木造建物C)	
					事後調査(木造特殊建物)	
					事後調査(非木造建物イ)	
					事後調査(非木造建物口)	
					事後調査(非木造建物ハ)	
					事後調査(区分所有建物等)	
					事後調査(工作物)	
					算定(木造建物)	
					算定(非木造建物)	
					算定(区分所有建物等)	
					算定(工作物)	
					現地踏査	
費用	占	+0 .	Λ ≣∺	BB	概況ヒアリング等	
貝用	貝	1보 (	の元	191	説明資料の作成等	
					費用負担の説明	
					現地踏査	
					騒音の調査	
騒	音	等	調	杳	振動の調査	
-324	_	4	ניינו	-	振動騒音の同時調査	
					井戸の調査	
					因果関係の調査・検討	

改 **正** 後 改 **正** 前

作 業 の 種 類	頁
現地踏査(相談用資料作成の場合)	
現地調査等(相談用資料作成の場合)	
資料の収集及び作成(相談用資料作成の場合)	
調書等の作成(相談用資料作成の場合)	
添付図面の作成(相談用資料作成の場合)	
現地踏査(申請図書作成の場合)	
現地調査等(申請図書作成の場合)	
資料の収集及び作成(申請図書作成の場合)	
調書等の作成(申請図書作成の場合)	
添付図面の作成(申請図書作成の場合)	
現地踏査A(裁決申請の予定地に物件が存する場合)	
事 業 認 定 申 請 現地踏査B(裁決申請の予定地に物件が存する場合)	
図 書 等 の 作 成 現地踏査C(裁決申請の予定地に物件が存する場合)	
現地踏査A、B(裁決申請の予定地に物件が存しない場合)	
裁決申請書資料の整理・検討	
裁決申請書(案)等の作成	
起業地の位置を表示する図面及び起業地及び事業計画を表	でする図面作成
土地調書添付図面の作成	
その他参考図書の作成(裁決申請)	
明渡裁決申立書資料の整理・検討	
明渡裁決申立書(案)作成(申立てすべき物件が存する場合)	
明渡裁決申立書(案)作成(申立てすべき物件が存しない場合	)
図面の作成	
その他参考図書の作成(明渡裁決申立)	
物 件 調 書 の 作 成 物件調書の作成	
事前相談	
現地踏査(国有林野の使用申請書類作成の場合)	
関係図面の作成(国有林野の使用申請書類作成の場合)	
計画書等の作成(国有林野の使用申請書類作成の場合)	
取りまとめ(国有林野の使用申請書類作成の場合)	
精査(国有林野の使用申請書類作成の場合)	
保安林解除等 申請図書の作成 製本(国有林野の使用申請書類作成の場合)	
中間図書のTF成 現地踏査(国有林野の使用申請及び保安林解除関係書類作)	はの場合)
関係図面作成(国有林野の使用申請及び保安林解除関係書	質作成の場合)
計画書等作成(国有林野の使用申請及び保安林解除関係書	質作成の場合)
取りまとめ(国有林野の使用申請及び保安林解除関係書類作	成の場合)
精査(国有林野の使用申請及び保安林解除関係書類作成の)	
製本(国有林野の使用申請及び保安林解除関係書類作成の)	

	作業の種類
	現地踏査(相談用資料作成の場合)
	現地調査等(相談用資料作成の場合)
	資料の収集及び作成(相談用資料作成の場合)
	調書等の作成(相談用資料作成の場合)
	添付図面の作成(相談用資料作成の場合)
	現地踏査(申請図書作成の場合)
	現地調査等(申請図書作成の場合)
	資料の収集及び作成(申請図書作成の場合)
	調書等の作成(申請図書作成の場合)
	添付図面の作成(申請図書作成の場合)
	現地踏査A(裁決申請の予定地に物件が存する場合)
	現地踏査B(裁決申請の予定地に物件が存する場合)
図書等の作成	現地踏査C(裁決申請の予定地に物件が存する場合)
	現地踏査A、B(裁決申請の予定地に物件が存しない場合)
	裁決申請書資料の整理・検討
	裁決申請書(案)等の作成
	起業地の位置を表示する図面及び起業地及び事業計画を表示する図面作成
	土地調書添付図面の作成
	その他参考図書の作成(裁決申請)
	明渡裁決申立書資料の整理・検討
	明渡裁決申立書(案)作成(申立てすべき物件が存する場合)
	明渡裁決申立書(案)作成(申立てすべき物件が存しない場合)
	図面の作成
	その他参考図書の作成(明渡裁決申立)
物件調書の作成	物件調書の作成
	事前相談
	現地踏査(国有林野の使用申請書類作成の場合)
	関係図面の作成(国有林野の使用申請書類作成の場合)
	計画書等の作成(国有林野の使用申請書類作成の場合)
	取りまとめ(国有林野の使用申請書類作成の場合)
	精査(国有林野の使用申請書類作成の場合)
保安林解除等	製本(国有林野の使用申請書類作成の場合)
申請図書の作成	現地踏査(国有林野の使用申請及び保安林解除関係書類作成の場合)
	関係図面作成(国有林野の使用申請及び保安林解除関係書類作成の場合)
	計画書等作成(国有林野の使用申請及び保安林解除関係書類作成の場合)
	取りまとめ(国有林野の使用申請及び保安林解除関係書類作成の場合)
	精査(国有林野の使用申請及び保安林解除関係書類作成の場合)
	製本(国有林野の使用申請及び保安林解除関係書類作成の場合)
	MATOR DEPOSIT BOOK WATERTON METAL WATER A

改 **正** 後 改 **正** 前

	作業の種類 	頁										
	作業準備											
	現地踏査(ダム)											
	現地踏査(頭首工・機場等)											
	現地踏査(水路・道路等)											
	事業年度別決算表の作成											
	出来形内訳書の作成											
	土地改良施設整理台帳(総括表)の作成											
	土地改良施設整理台帳(工作物の部)の作成											
	土地改良施設整理台帳(工作物の部)関係図面の作成(水路路線図)											
	土地改良施設整理台帳(工作物の部)関係図面の作成(水理縦断図)											
	土地改良施設整理台帳(工作物の部)関係図面の作成(施設管理図)											
	土地改良施設整理台帳(工作物の部)関係図面の作成(管割図)											
完了図書の作成	土地改良施設整理台帳(工作物の部)関係図面の作成(構造図)											
	土地改良施設整理台帳(土地の部)の作成											
	土地改良施設整理台帳(権利の部)の作成											
	土地改良施設整理台帳(土地・権利の部)関係図面の作成(用地管理図)											
	占・使用台帳等の作成											
	他目的使用調書等の作成											
	土地改良施設台帳の作成											
	土地改良補償施設整理台帳の作成											
	引継施設整理台帳の作成											
	全体位置図の作成											
	施設図郭割図の作成											
	施設 図 新											
	その他参考図面等の作成(管理設備調書)											
	計画準備											
	現地踏査											
	漁業権等調査											
	漁業協同組合概要調査											
	漁獲量調査											
	ビク調査											
	遊漁料収入調査											
	漁法別出漁日数調査											
	增殖事業実績調査											
	魚価調査											
	漁業経営費調査											
内水面漁業権等調査	補償事例及び文献等調査											
八小田杰未惟寺副且	収益率の算定											
	漁場環境概要調査											
	漁場利用状況調査											
	河川実態調査											
	区間別漁獲量等調査											
	立入禁止区域の漁場依存割合の算定											
	漁場の保全対策等											
	潤辺等変動調査											
	工事期間中の水質汚濁等調査											
	漁業影響の検討											
	総合的検討	-										
	TO HE START	i										

	作業の種類	1										
	作業準備											
	現地踏査(ダム)											
	現地踏査(頭首工・機場等)											
	現地踏査(水路・道路等)											
	事業年度別決算表の作成											
	出来形内訳書の作成											
	土地改良施設整理台帳(総括表)の作成											
	土地改良施設整理台帳(工作物の部)の作成											
	土地改良施設整理台帳(工作物の部)関係図面の作成(水路路線図)											
	土地改良施設整理台帳(工作物の部)関係図面の作成(水理縦断図)											
	土地改良施設整理台帳(工作物の部)関係図面の作成(施設管理図)											
ウス回来の作品	土地改良施設整理台帳(工作物の部)関係図面の作成(管割図)											
完了図書の作成	土地改良施設整理台帳(工作物の部)関係図面の作成(構造図)											
	土地改良施設整理台帳(土地の部)の作成											
	土地改良施設整理台帳(権利の部)の作成											
	土地改良施設整理台帳(土地・権利の部)関係図面の作成(用地管理図)											
	占・使用台帳等の作成											
	他目的使用調書等の作成											
	土地改良施設台帳の作成											
	土地改良補償施設整理台帳の作成											
	引継施設整理台帳の作成											
	全体位置図の作成											
	施設図郭割図の作成 その他参考図面等の作成(管理用設備模式図)											
	その他参考図面等の作成(管理用設備模式図)											
	計画準備											
	現地踏査											
	漁業権等調査											
	漁業協同組合概要調査											
	漁獲量調査											
	ビク調査											
	遊漁料収入調査											
	漁法別出漁日数調査											
	増殖事業実績調査											
	魚価調査											
	漁業経営費調査											
内水面漁業権等調査	補償事例及び文献等調査 収益率の算定											
	漁場環境概要調査											
	漁場利用状況調査 河川実態調査											
	区間別漁獲量等調査											
	区间別漁獲重等調査 立入禁止区域の漁場依存割合の算定											
	サステエと域の温場体件割合の昇足 漁場の保全対策等											
	潤辺等変動調査 工事期間中の水質汚濁等調査											
	エ争刑间中の小貝万周寺調宜 漁業影響の検討											
	滋来彩音の検討 総合的検討											
	総合的検討 報告書の作成											
	秋口吉ツトル											

改 正 後

別記(Ⅲ)標準歩掛

標準歩掛

1. 用地測量業務

(1) (略)

(2) 用地測量変化率

変化率適用表

工 程	業別	地域	縮尺	工 程	業別	地域	縮尺
作業計画	内	×	×	補助基準点設置	内・外	0	×
現地踏査	外	0	×	境界測量	内・外	0	×
地図等転写	内・外	0	×	用地現況測量	内・外	×	×
転写連続図作成	内	×	×	用地境界仮杭設置	内・外	0	×
地積測量図転写	内・外	0	×	用地境界杭設置	内・外	×	×
土地の登記記録調査	内・外	0	×	境界点間測量	内・外	0	×
建物の登記記録調査	内・外	×	×	面積計算	内	0	×
権利者確認調査(当初)	内・外	0	×	用地実測図作成	内	×	0
権利者確認調査(追跡)	内・外	×	×	用地平面図作成	内	×	0
境界確認	内・外	0	×	区分地上権設定範囲図の作成	<u>内</u>	×	×
土地境界確認書作成	内・外	0	×	土地調書作成	内	0	×
復元測量	内・外	0	×	地積測量図作成	内・外	0	×
				不動産調査報告書作成	外	0	×

地域による変化率 (略)

縮尺による変化率 (略)

(3) • (4) (略)

2. 用地調査業務 (略)

別記(Ⅲ)標準歩掛

標準歩掛

改 正 前

- 1. 用地測量業務
- (1) (略)
- (2) 用地測量変化率

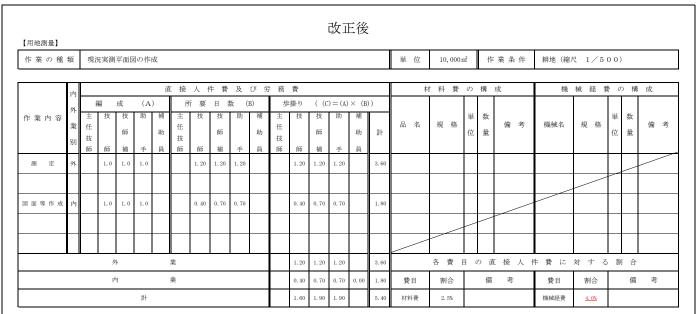
変化率適用表

及10十週/11公							
工 程	業別	地域	縮尺	工 程	業別	地域	縮尺
作業計画	内	×	×	補助基準点設置	内・外	0	×
現地踏査	外	0	×	境界測量	内・外	0	X
地図等転写	内・外	0	×	用地現況測量	内・外	×	X
転写連続図作成	内	×	×	用地境界仮杭設置	内・外	0	×
地積測量図転写	内・外	0	×	用地境界杭設置	内・外	×	X
土地の登記記録調査	内・外	0	×	境界点間測量	内・外	0	X
建物の登記記録調査	内・外	×	×	面積計算	内	0	X
権利者確認調査 (当初)	内・外	0	×	用地実測図作成	内	×	0
権利者確認調査 (追跡)	内・外	×	×	用地平面図作成	内	×	0
境界確認	内・外	0	×	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
土地境界確認書作成	内・外	0	×	土地調書作成	内	0	X
復元測量	内・外	0	×	地積測量図作成	内・外	0	×
				不動産調査報告書作成	外	0	×

地域による変化率 (略)

縮尺による変化率 (略)

- (3) (4) (略)
- 2. 用地調査業務 (略)



注 本表については、既存の地図等を利用する場合は計上しないものとする。

#### 改正前 【用地測量】 現況実測平面図の作成 作業の種類 単 位 $10,000\,\mathrm{m}^2$ 作業条件 耕地 (縮尺 1/500) 材料費の構成 直接人件費及び労 務費 機 械 経 費 の 構 成 編 成 (A) 所要日数 (B) 歩掛り $(\ (C) = (A) \times \ (B))$ 作業内容 規格 任 任 任 師 師 師 位 位. 量 助 助 助 技 技 技 測 定 1.0 1.0 1. 20 1.20 1.20 1. 20 1.20 1.20 図面等作成 1.0 1.0 0.40 0.70 0.40 0.70 0.70 各費目の直接人件費に対する割合 業 0.70 備 考 備 考 内 0.40 0.70 費目 割合 費目 割合

材料費

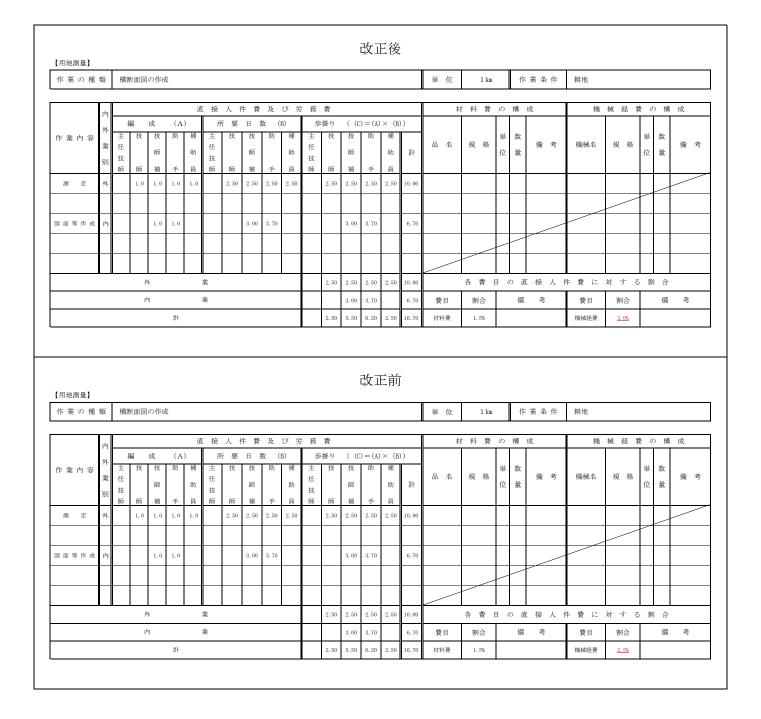
2.5%

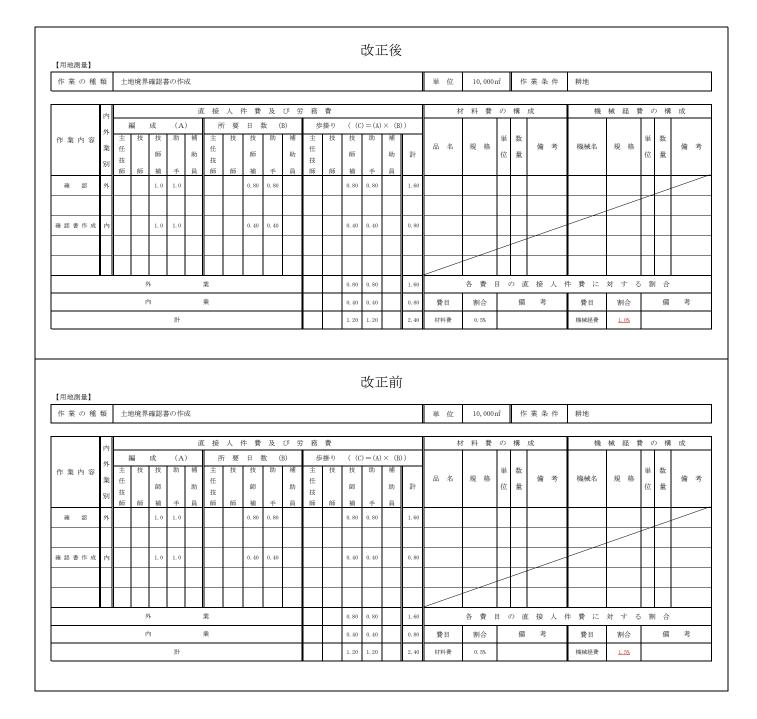
機械経費

3.5%

注 本表については、既存の地図等を利用する場合は計上しないものとする。

計





															改工	E後	:												
【用地測量】		1																1	ı		1								
作業の種	類	復力	元測量															単 位	10, 000	m²	作	業条	件	耕地					
	内 直接人件費及び労務費 材料費の構成 機械経費の構成															成													
	外	j	編	成	(A		п	所 要			В)		掛り	( (C	) = (A)	× (B	))												_
作業内容		主任	技	技	助	補	主	技	技	助	補	主	技	技	助	補		品 名	規格	単	数	備	考	機械名	規格	単	数	備る	考
	别	技		飾		助	任 技		師		助	任 技		師		助	計		7,50	位	量	,	,		7,0	位	量	9112	,
	75.5	師	飾	補	手	員	餇	韴	補	手	員	師	師	補	手	員											$\sqcup$		_
測定	外		1.0	1. 0	1.0	1.0		1.70	1.70	1.70	1.70		1.70	1.70	1.70	1.70	6.80												
資料収集整理	内		1.0	1.0	1.0			0.50	0.50	0.50			0.50	0.50	0.50		1.50												
																			_										
																													_
		11	9	4	1	1	業	1	1	1	1		1. 70	1.70	1.70	1.70	6. 80		各 費	目	の直	接	人(	件 費 に	対す	る害	9 合		
			Þ	4			業						0. 50	0.50	0.50		1.50	費目	割合		備	考		費目	割合		備	考	
					計								2. 20	2. 20	2. 20	1.70	8.30	材料費	3.0%					機械経費	4.0%				

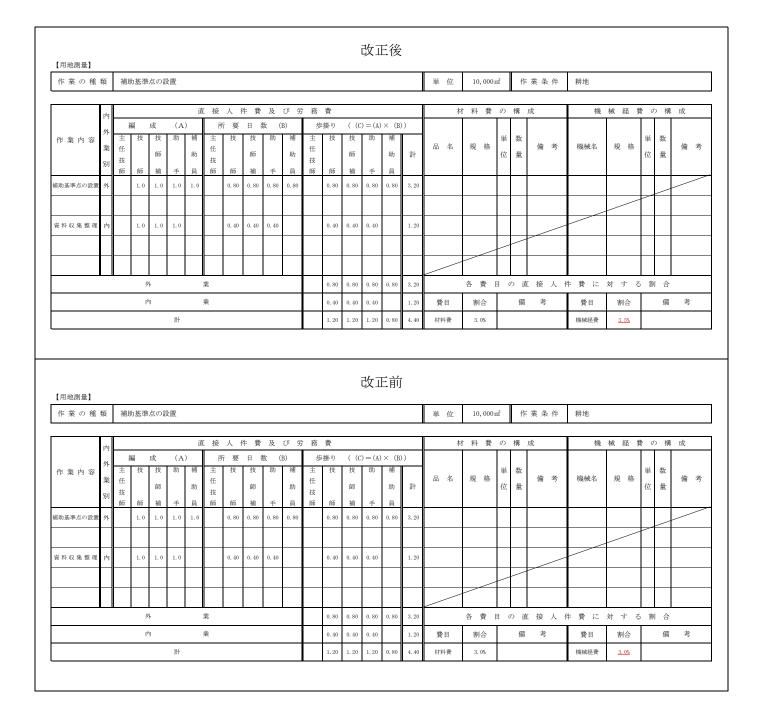
※ 復元測量とは、境界確認において境界を確定するうえで法務局において提出済みの地積測量図他参考資料による杭の復元を行うものである。

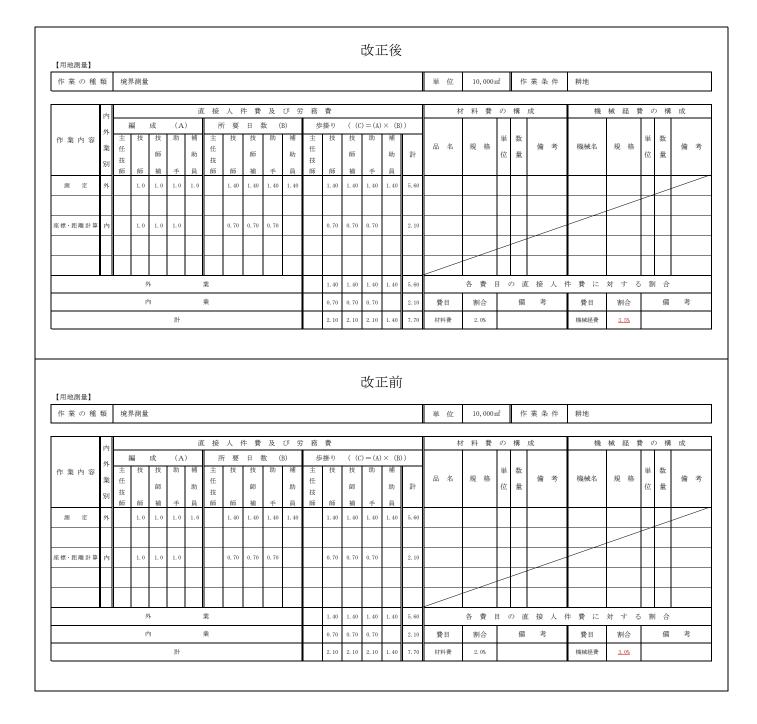
#### 改正前 【用地測量】 作業の種類 復元測量 単 位 $10,000\,\mathrm{m}^2$ 作業条件 耕地 直接人件費及び労務費 材料費の構成 機 械 経 費 の 構 成 編 成 (A) 所 要 日 数 (B) 歩掛り ((C)=(A)×(B)) 数 数 作業内容 備考 品 名 規格 機械名 規格 備考 任 任 位 量 位 量 師 助 師 師 助 計 技 技 技 測 定 1.0 1.70 1.70 1.70 1.70 1.70 資料収集整理 0.50 1.0 1.0 0.50 0.50 0.50 0.50 0.50 1.50 1.70 1.70 1.70 各費目の直接人件費に対する割合 費目 割合 3.0% 機械経費

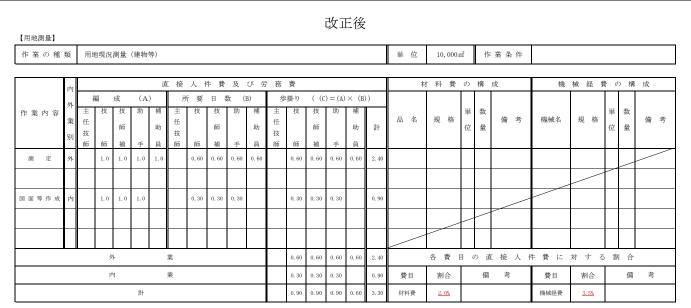
材料費

計

<sup>※</sup> 復元測量とは、境界確認において境界を確定するうえで法務局において提出済みの地積測量図他参考資料による杭の復元を行うものである。





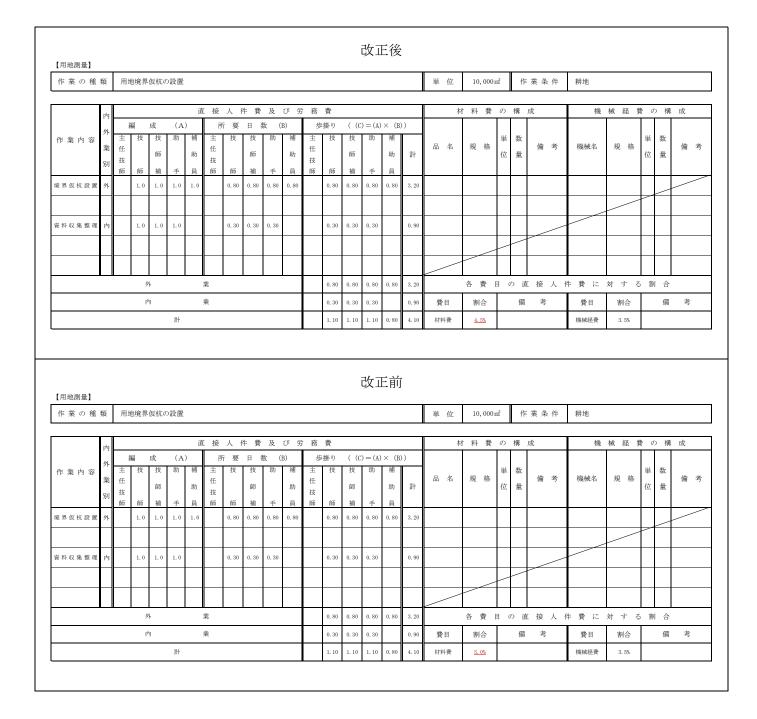


注 公共用地境界確定協議の現況実測平面図作成と測量箇所が重複する場合は、その数量を控除するものとする。

# 改正前 作業の種類 用地現況測量 (建物等) 単位 10,000㎡ 作業条件

	内					Ē	接	人(	牛 費	及	び労	務	費					柞	才 料 費	の	構	成	機	械 経 費	₹ <i>0</i>	構	成
	ΔL	ń	編	成	(A	)	ß	斤 要	日	数 (	B)	歩	掛り	( (C	) = (A)	× (B	))										
作業内容	業	主	技	技	助	補	主	技	技	助	補	主	技	技	助	補		品 名	規格	単	数	備考	機械名	規格	単	数	備考
		++-		師		助	任 技		師		助	任 技		師		助	計	ти ти	79G 111	位	量	pris 3	DA DA LI	79E 111	位	量	pris 3
	別	師	飾	補	手	員	飾	飾	補	手	員	師	師	補	手	員											
測定	外		1.0	1.0	1.0	1.0		0.60	0.60	0.60	0.60		0.60	0.60	0.60	0.60	2.40									$\rightarrow$	
図面等作成	内		1.0	1. 0	1.0			0.30	0.30	0.30			0.30	0.30	0.30		0. 90										
			5	١	•	•	業						0.60	0.60	0.60	0.60	2. 40		各 費	目	の直	接人	牛費 に	対する	割	合	
			P	A			業						0.30	0.30	0.30		0.90	費目	割合		備	考	費目	割合		備	考
	計 0.90 0.90 0.90 0.60 3.30											材料費	2.5%				機械経費	3.0%									

注 公共用地境界確定協議の現況実測平面図作成と測量箇所が重複する場合は、その数量を控除するものとする。







# 改正後(建物の調査の別紙)

### (別紙-1)

建物の調査 (略)

### (1) ~ (3) (略)

### (4) 非木造建物の調査及び算定

非木造建物の調査及び算定を行う場合は、表-6の構造別区分及び表-7の用途による区分によるものとし、各歩掛表の作業条件に定める面積以外の場合の補正は、表-8によるものとする。(非木造建物Dにあっては、木造建物の表-4によるものとする。)

ただし、第8章の予備調査を行っているものについては、歩掛(調査外業、調査内業(図面作成等))を70パーセントに補正するものとする。

表-6

区 分	構造
非木造建物 A	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火
	被覆を行うもの(S耐火)
非木造建物 B	鉄骨造(非木造建物Aを除く。)、軽量鉄骨造 <u>(鉄鋼系プレハブ</u>
乔小坦建物 D	工法により建築されている専用住宅・共同住宅を含む)
非木造建物 C	コンクリートブロック造、石造、れんが造
非木造建物 D	プレハブ造( <u>非木造建物B及び木質系の専用住宅を除く</u> )

表-7・表-8 (略)

# 改正前 (建物の調査の別紙)

## (別紙-1)

建物の調査 (略)

## (1) ~ (3) (略)

## (4) 非木造建物の調査及び算定

非木造建物の調査及び算定を行う場合は、表 - 6 の構造別区分及び表 - 7 の用途による区分によるものとし、各歩掛表の作業条件に定める面積以外の場合の補正は、表 - 8 によるものとする。(非木造建物Dにあっては、木造建物の表 - 4 によるものとする。)

ただし、第8章の予備調査を行っているものについては、歩掛(調査外業、調査内業(図面作成等))を70パーセントに補正するものとする。

表-6

区 分	構造
非木造建物 A	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火 被覆を行うもの(S耐火)
非木造建物 B	鉄骨造(非木造建物Aを除く。)、軽量鉄骨造
非木造建物 C	コンクリートブロック造、石造、れんが造
非木造建物 D	プレハブ造(鉄骨系、コンクリート系、木質系)

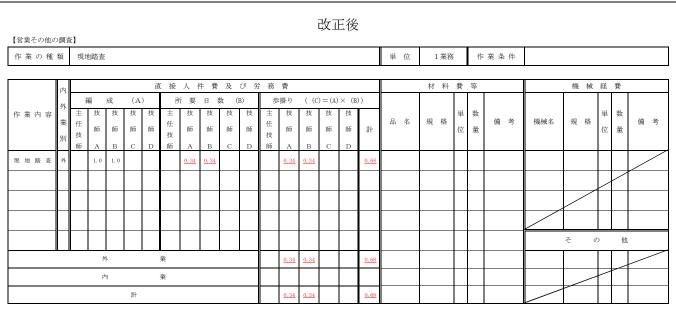
表-7・表-8 (略)

#### 改正後 【建物等の調査】 作業の種類 墳墓Aの調査・算定 単 位 $10\,\mathrm{m}^2$ 作業条件 3 画地程度 人 件 費 材 料 費 編 所 要 日 数 (B) 歩掛り $((C) = (A) \times (B))$ 作業内容 数 数 規格 備考 規格 備考 品 名 機械名 任 任 任 師 師 師 師 師 量 位 量 師 師 師 師 師 師 師 計 位 技 技 技 1.0 1.0 0. 16 0.16 0. 16 0.16 0.16 0.48 図面作成等 1.0 1.0 0.27 0.17 0.27 0.17 0.08 算 定 等 そ O 他 外 業 0. 16 0.16 0.16 0.48 0.17 内 業 0, 05 0.14 0, 60 0.16 1, 12 計 0, 30 0.76

- 注1 墳墓の調査及び算定は、墓石、墓誌等、カロート、石積、囲障(生垣を含む)、<u>立竹木、祭し料(弔祭料を含む。)等</u>について行うものとする。(以下、墳墓Bの調査・算定から墳墓Cの調査・算定まで
- 注2 当該墳墓に埋葬されている霊位数の調査は、第3章の権利調査、墓地管理者等調査で行うものとする。(以下、墳墓Bの調査・算定から墳墓Cの調査・算定まで同じ。)
- 注3 墳墓等の判断基準は、別紙-6 (以下「墳墓等」の場合同じ) による。

#### 改正前 【建物等の調査】 作業の種類 墳墓Aの調査・算定 単 位 $10\,\mathrm{m}^2$ 作業条件 3 画地程度 直接人件費及び労務費 材 料 費 等 機械経費 編 成 (A) 所 要 日 数 (B) 歩掛り $(\ (C)=(A)\times\ (B)\,)$ 数 数 作業内容 備考 機械名 備考 品 名 規格 規格 量 位 柼 뮾 師 舖 師 師 舗 師 師 舖 舖 舖 舖 師 計 技 技 技 1. 0 0.16 0.16 0.16 図面作成等 1.0 1.0 0.08 0.27 0.17 0.08 0.27 0.17 0. 52 算 定 等 1.0 0. 05 0.06 0.33 0.05 0.33 0.00 0.60 0) 他 外 業 0.16 0.16 0.16 内 業 0.05 0.14 0.60 0.17 0.05 0.30 0.76 0, 33 0.16 1, 60

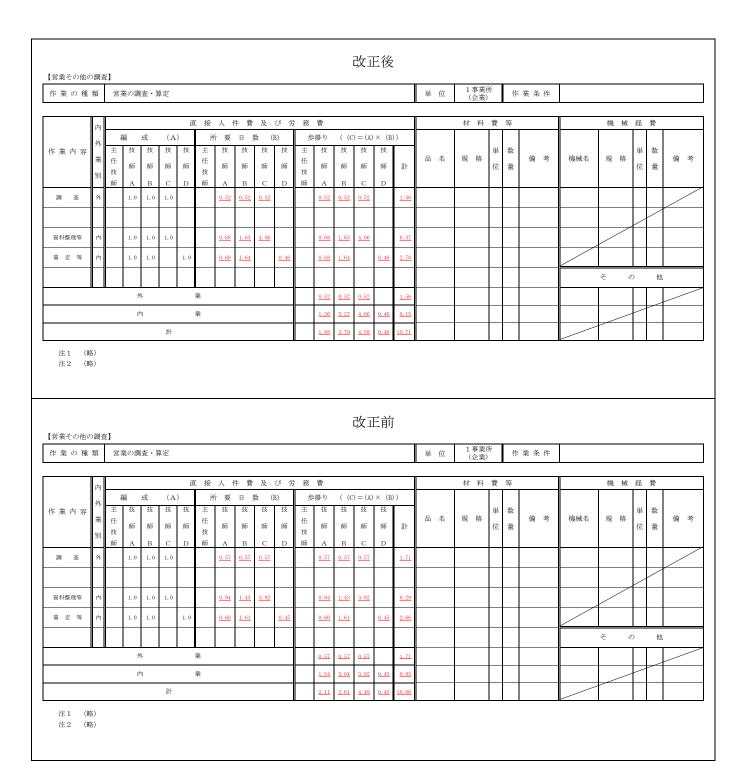
- 注1 墳墓の調査及び算定は、墓石、墓誌等、カロート、石積、囲障(生垣を含む)、<u>立竹木等</u>について行うものとする。(以下、墳墓Bの調査・算定から墳墓Cの調査・算定まで同じ。)
- 注2 当該墳墓に埋葬されている霊位数の調査は、第3章の権利調査、墓地管理者等調査で行うものとする。(以下、墳墓Bの調査・算定から墳墓Cの調査・算定まで同じ。)
- 注3 墳墓等の判断基準は、別紙-6 (以下「墳墓等」の場合同じ) による。

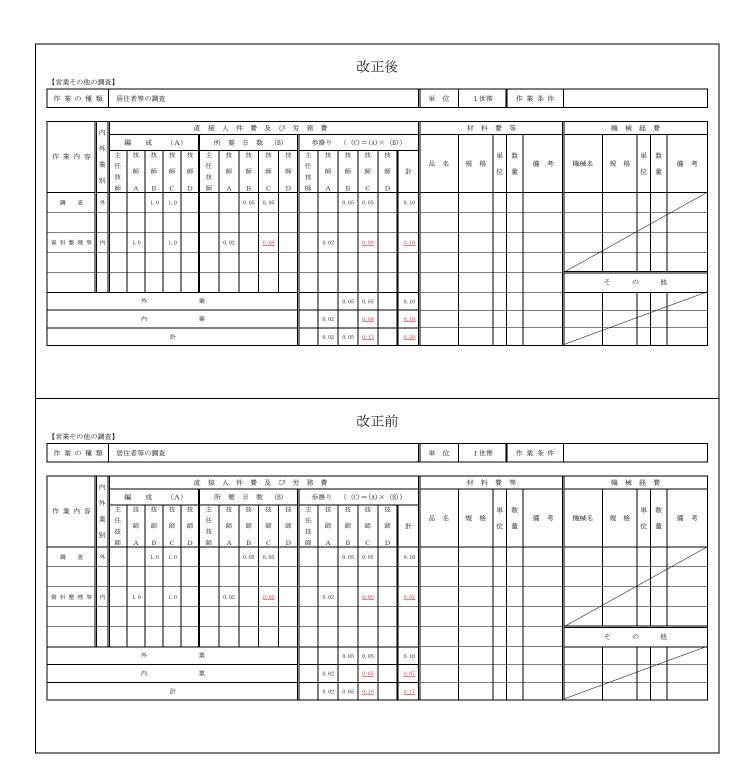


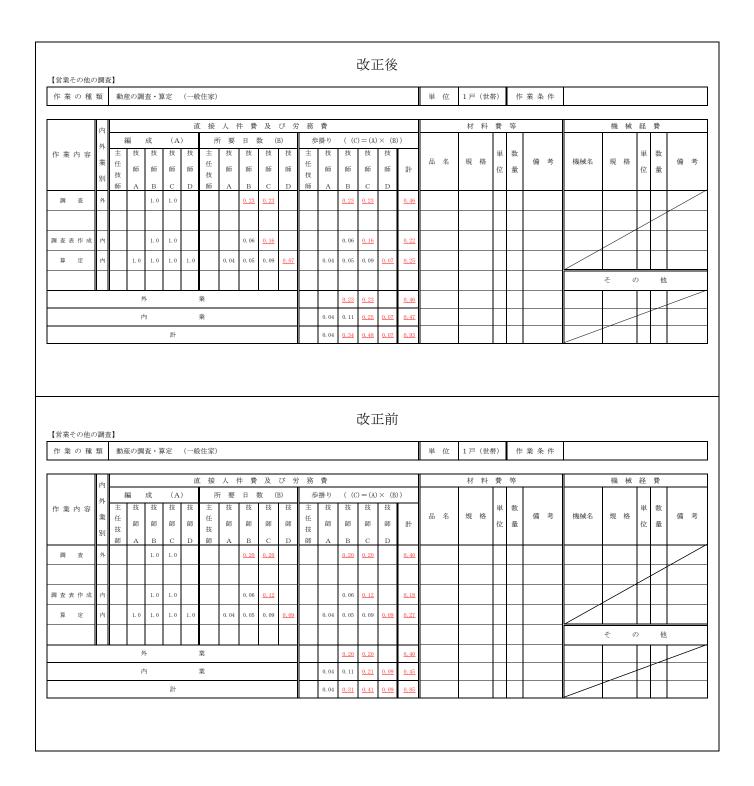
注 現地踏査は、営業に関する調査及び算定を行うものにのみ適用するものとする。

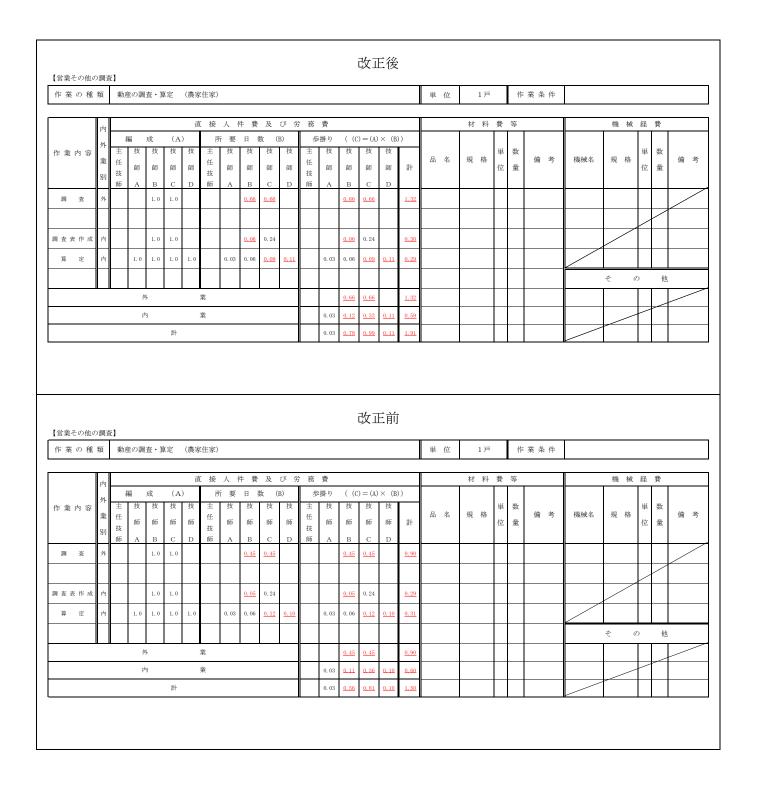
#### 改正前 【営業その他の調査】 作業の種類 現地踏査 単 位 1 業務 作業条件 直接人件費及び労務費 材料費等 機械経費 歩掛り $(\ (C)=(A)\times\ (B)\,)$ 成 所 要 日 数 (B) 作業内容 単 規格 備考 機械名 備考 品名 規格 任 任 師 師 師 師 師 師 師 師 師 師 師 師 計 位 量 位 量 技 技 現地踏査 1.0 1.0 0. 26 業 内 業 計

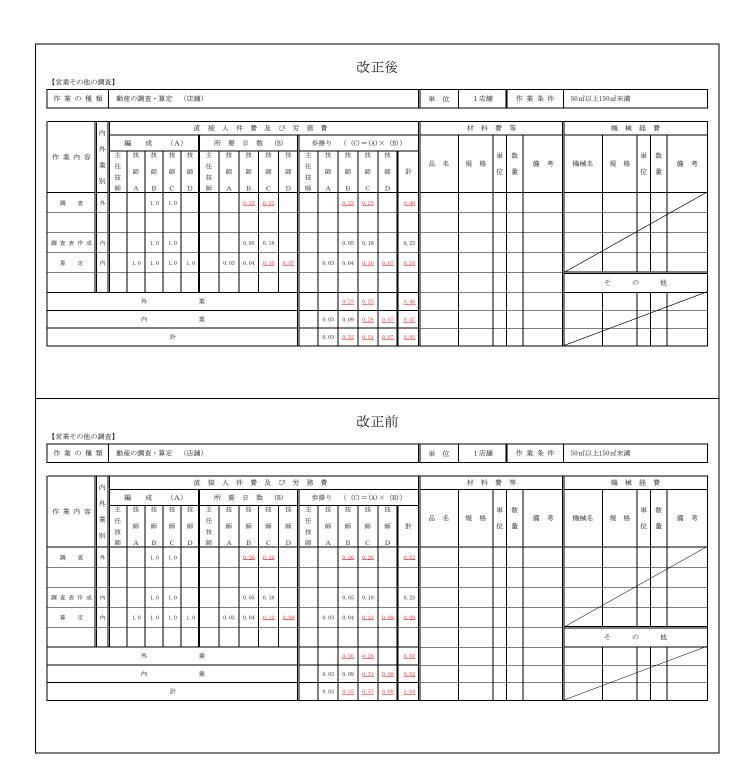
注 現地踏査は、営業に関する調査及び算定を行うものにのみ適用するものとする。

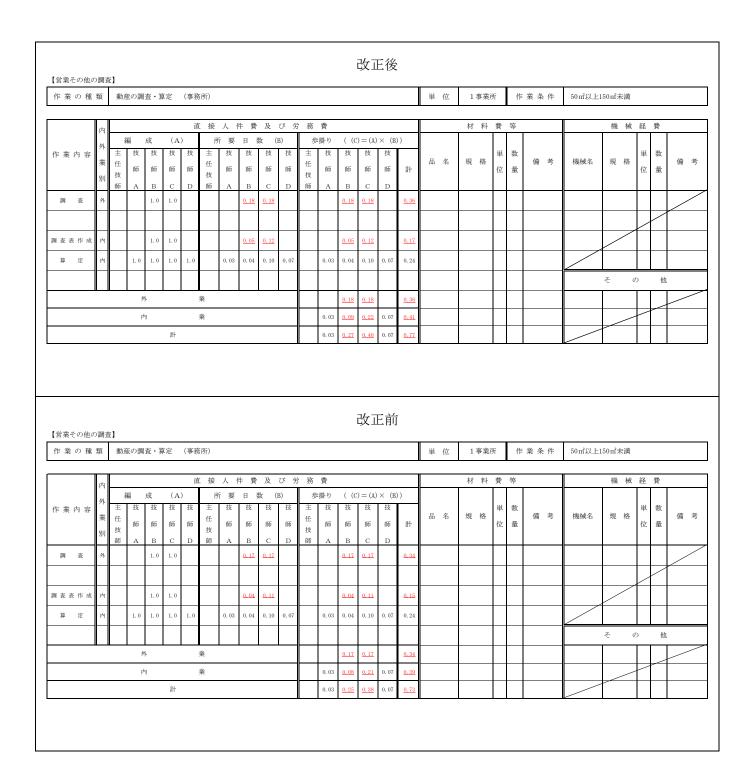


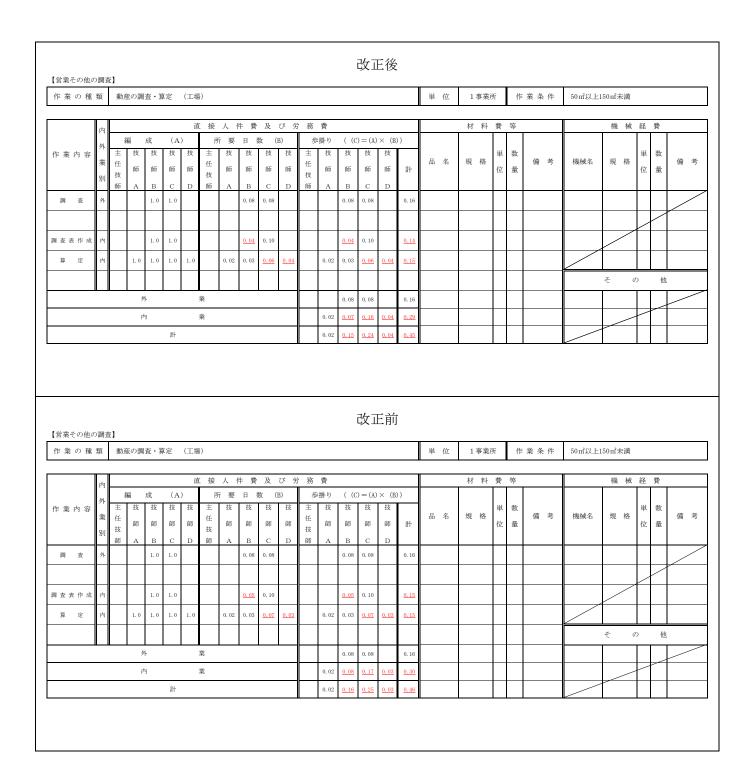


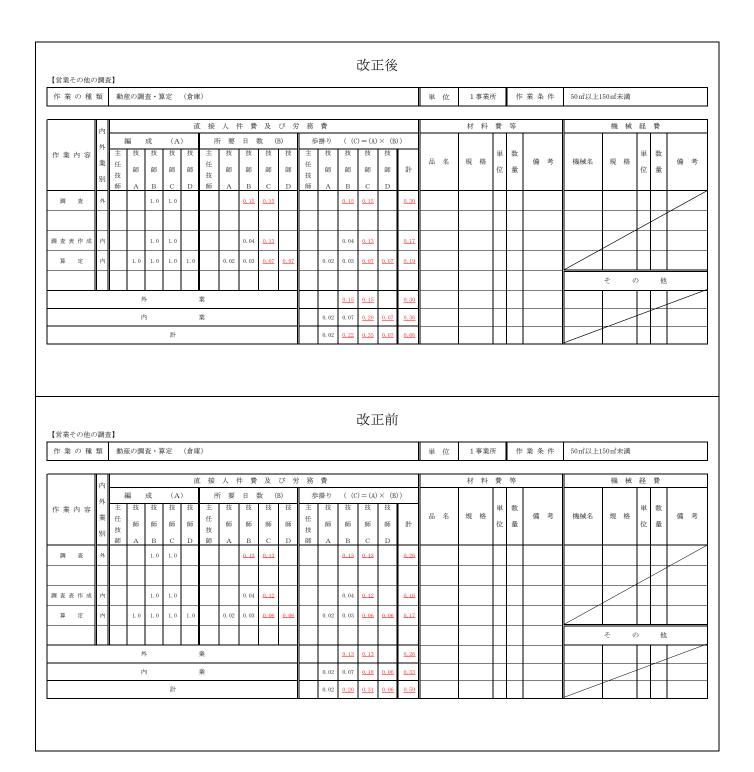


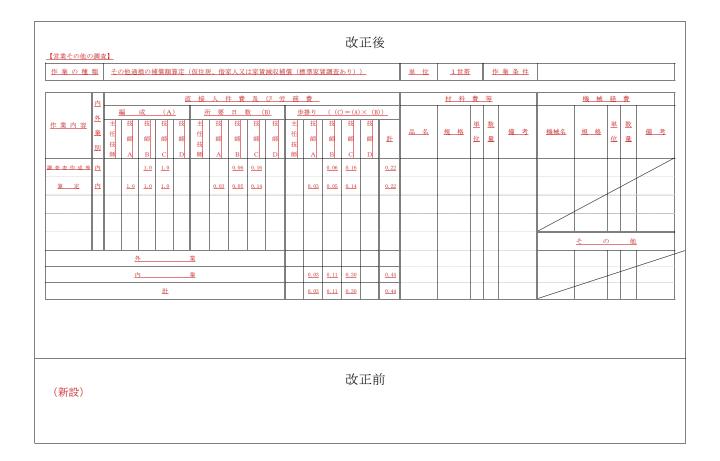


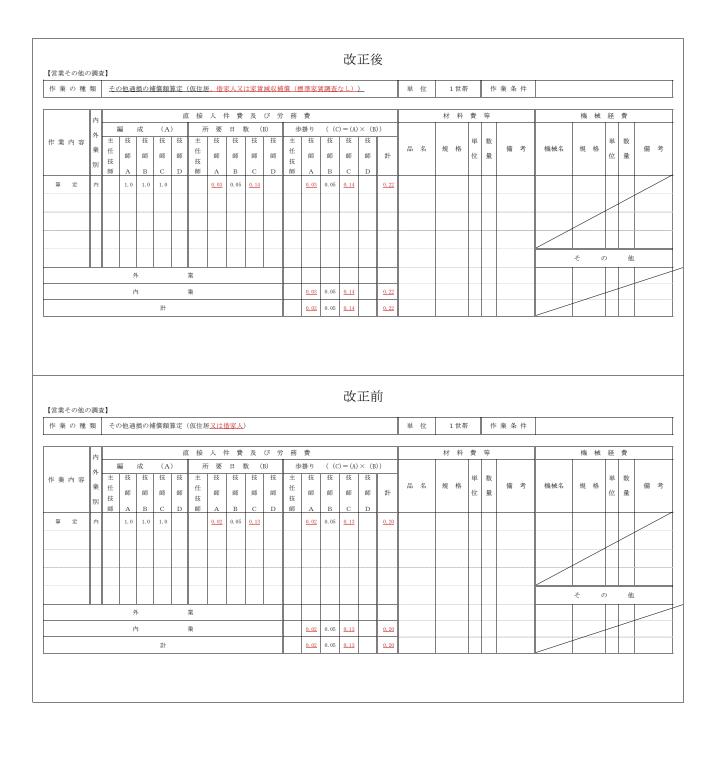


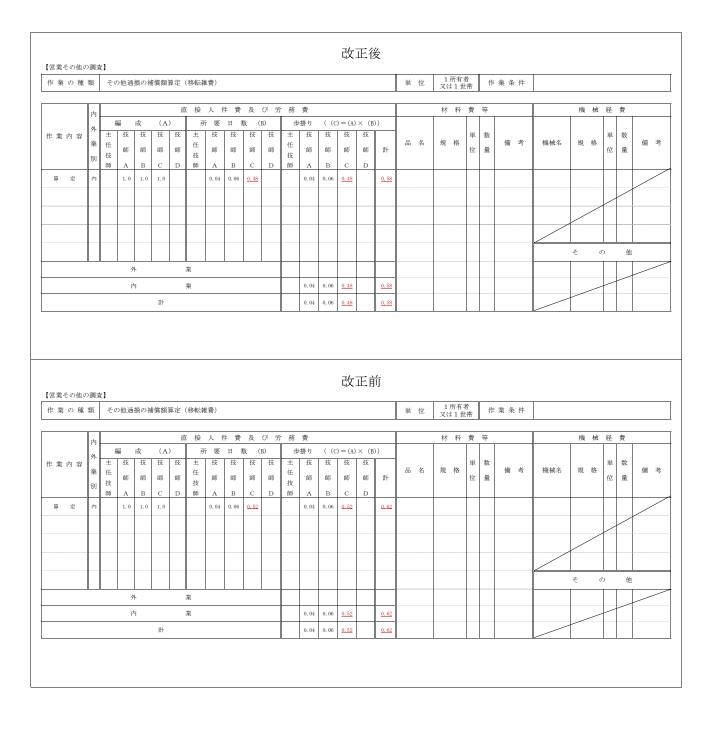












#### 改正後 【営業その他の調査】 作業の種類 その他(1) (仮住居あり・標準家賃調査あり) 単位 1世帯 作業条件 材料 歩掛り $(\ (C) = (A) \times \ (B))$ (A) 作業内容 単 数 数 品名 規格 備考 機械名 規格 備考 量 位 量 位 計 1.0 0.28 0. 28 0. 28 0.56 1.0 0.28 調查表作成等 1.0 1.0 1.0 1.0 0, 71 0. 11 1.05 0.16 0.71 0. 07 0.56 外 業 0.28 0. 28 1, 59 内 0.13 0, 28 1.11 0.07 計 0. 13 0.56

注 建物所有者又は借家人の一般住家であって、居住者に関する調査、動産に関する調査及び算定、その他通相に関する算定(仮住居、借家人又は家賃減収補償及び移転雑費)の総てを発注する場合 には、各項目の直接人件費を算出することなく、本歩掛を適用することができる。 なお、建物所有者の一般住家であって仮住居を必要としないものは、その他(2)の歩掛を適用するものとする。

改正前

(新設)

## 改正後

## 【営業その他の調査】

作業の種類 その他(1) <u>(仮住居あり・標準家賃調査なし)</u> 単 位 1世帯 作業条件

			11																													
			内					直	接	人(	牛 費	及	び失	務	費							材	料	費	等			機	械	経	費	
				ŧ	編	成	(A	)	所 要 日 数 (B)					步	掛り	( (0	$(C) = (A) \times (B))$															
作	作業内容	7	主	技	技	技	技	主	技	技	技	技	主	技	技	技	技				Les.	14	単	数	1111	Ido I b da	Les.	1.6	単	数	****	
		業	++-	師	師	師	韴	任 技	餔	師	師	師	任 技	餔	師	師	師	計	品	名	規	格	位	量	備考	機械名	規格	格	位	量	備考	
		別	師	Α	В	С	D	師	Α	В	С	D	師	Α	В	С	D															
	誷	查	外			1.0	1.0				0.28	0. 28				0.28	0.28		0. 56													
																																<i></i>
調	查表等	作成	内		1. 0	1. 0	1.0			0.02	0.06	0. 24			0. 02	0.06	0.24		0.32													
	算	定	内		1. 0	1.0	1.0	1.0		0.11	0.16	0.71	0.07		0.11	0.16	0.71	0. 07	1.05									·				
																												そ	0)	)	他	
					5	η.			業							0.28	0.28		0.56													
	内 業													0. 13	0.22	0.95	0.07	1.37										_				
							計								0.13	0.50	1.23	0.07	1.93													

注 建物所有者又は偕家人の一般住室であって、居住者に関する調査、動産に関する調査及び算定、その他通損に関する算定(仮住居<u>、借家人又は家賃減収補償</u>及び移転雑費)の<u>総で</u>を発注する場合 には、各項目の直接人件費を算出することなく、本歩掛を適用することができる。 なお、建物所有者の一般住家であって仮住居を必要としないものは、<u>その他(2)</u>の歩掛を適用するものとする。

## 改正前

## 【営業その他の調査】

作業の種類 その他(1) 単 位 1 世帯 作業条件

				ı												-44-					ı				-44-	4.4.			1	f ete		-	-44-	
				内		直接人件費及び労務費															材	料	費	等				機	械	経	費			
	作業内容	か	į	編	成	(A	)	所 要 日 数 (B)					歩掛り ((C)=(A)×(B))																					
1		1	主	技	技	技	技	主	技	技	技	技	主	技	技	技	技		品	名	規	#4	単	数	備	考	機械名	規	格	単	数	備考		
				業別	任 技	師	飾	師	飾	任 技	師	師	師	師	任 技	餔	師	師	師	計	пп	*12	双	111	位	量	VĦ	-5	機椒名	規	111	位	量	湘 与
				נינו	師	Α	В	С	D	師	Α	В	С	D	餔	Α	В	С	D															
	調	查	ić.	外			1.0	1.0				0, 25	0, 25				0.25	0, 25		0, 50														
ZEI	查表	作	成等	内		1.0	1.0	1.0			0.02	0.06	0. 17			0. 02	0.06	0.17		0. 25														
	算	定		内		1.0	1.0	1.0	1. 0		0.10	0.16	0.74	0.09		0. 10	0. 16	0.74	0.09	1.09														
																														そ	σ	)	他	
	外													0.25	0. 25		0. 50																	
	內 業													0. 12	0.22	0.91	0.09	1.34											_					
								計								0.12	0.47	1.16	0.09	1.84														

注 建物所有者又は借家人の一般住宅であって、居住者に関する調査、勤産に関する調査及び算定、その他通損に関する算定(仮住居<u>又は借家人補償</u>及び移転雑費)の<u>すべて</u>を発注する場合 には、各項目の直接人件費を算出することなく、本歩掛を適用することができる。 なお、建物所有者の一般住家であって仮住居を必要としないものは、<u>水ページ</u>の歩掛を適用するものとする。

#### 改正後 【営業その他の調査】 作業の種類 その他(2) 単 位 1世帯 作業条件 直接人件費及び 務費 材 料 費 等 機械経費 歩掛り $((C) = (A) \times (B))$ 成 所 要 日 数 (A) 作業内容 技 技 技 数 数 品名 規格 備考 機械名 規 格 備考 任 任 任 位 位 量 師 餔 師 師 量 師 師 師 師 師 師 師 師 計 技 技 技 師 師 師 調査 1.0 1.0 0.28 0. 28 0.28 0.28 0.56 調查表作成等 1.0 0. 24 0.24 1. 0 1.0 1.0 1.0 0.08 0.11 0, 57 0.07 0.11 0.57 0.07 0, 83 そ O 0. 56 0.28 0.28 内 業 0.10 0.17 計 0.10 0.45 1.09 0. 07 1.71 注 本歩掛は、その他(1)<u>(仮住居あり・標準家賃調査なし)</u>の歩掛より、<u>その他通損の補償額算定(仮住居、借家人又は家賃減収補償(標準家賃調査なし))の</u>人員を控除したものである。 改正前 【営業その他の調査】 作業の種類 その他 (2) 単 位 1世帯 作業条件 機械経費 接人件費及び労 材料費 **卒** 所 要日数 歩掛り $(\ (C) = (A) \times \ (B))$ 成 (A) (B) 技 単 数 作業内容 数 規格 備考 機械名 備考 品 名 規格 任 任 師 師 師 師 師 師 師 師 師 師 師 位 量 位 師 計 量 技 技 技 В D В В 1.0 1.0 0. 25 0, 25 0, 25 0. 25 0, 50 調查表作成等 1.0 1.0 1.0 0.02 0.06 0.02 0.06 0.17 定 1.0 1.0 1.0 1.0 0.08 0.11 0.61 0.09 0.08 0.11 <u>0. 61</u> <u>0. 09</u> 0.89 そ n 他 0.25 0. 25 外 業 0.50 内 業 0.10 0.17 0.78 1. 14 計 0.10 0.42

附則

この通知は、令和7年4月1日から施行するものとする。

注 本歩掛は、その他 (1) の歩掛より <u>(仮住居又は借家人補償) の積算</u>人員を控除したものである。